

より良い協働事業提案制度を考える

(協働事業提案制度研究会 報告書)

平成22年9月
NPO 活動推進自治体ネットワーク
協働事業提案制度研究会

はじめに

近年、自治体がNPOからの提案を受け止めて、これを協働事業として実施することを検討・協議していくしくみとして協働事業提案制度（以下、「提案制度」という。）が全国的な広がりを見せています。この提案制度は、地域の課題の発見や解決方法の立案をNPOとともに行うことにより、見過ごされやすい課題の掘り起こしや、市民が持っているさまざまなノウハウを活かすこと、そして、市民の活動意欲を高めることなど、さまざまなねらいを持って実施されています。

このような提案制度の広がりにより、NPOと行政との協働による取り組みが進み、地域の課題解決に成果をあげる一方で、さまざまな課題も現れてきています。

本研究会では、実際にNPOと係わる自治体職員が中心となり、提案制度における課題を把握するとともに、提案制度の導入、または見直しをするときの参考としていただける成果を生み出すことをめざし、平成20年度からこの提案制度の調査・研究に取り組みはじめました。

平成20年度には、当ネットワーク加入自治体221団体を対象にアンケート調査を行いました。回答のあった126団体（40道府県、86市町）の内、提案制度を有する自治体は53団体（20道府県、33市町）¹、導入の意向を持つ自治体は32団体であり、今後、特に市や町での増加が見込まれるという結果が得られました。

また、提案制度の導入によって「市民サービスの向上につながった」、「NPOと行政の相互理解が高まった」など一定の効果を認める回答があり、なかにはモデル期間を終えて制度を廃止した自治体もある一方で、「効果が不十分」「提案が減っている」など、効果を上回る数の課題も寄せられました。

本研究会としては、このアンケート結果を踏まえ、すでに行っている他の研究会での研究対象²は除き、「提案制度の導入や見直しにあたって、制度の設計に役立つ資料となるよう、『設計や運用の範囲でできること』を扱う」という方針を定め、本報告書をまとめました。

最後になりますが、本研究会の研究活動に多くの時間を割き、惜しみないご協力をいただいたアドバイザーの方々、アンケート調査等に快く回答をお寄せいただいたネットワーク加入自治体の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成22年9月 協働事業提案制度研究会

¹ 提案制度を持つ自治体53団体のうち、2つの制度を持つ団体が4団体あり、57の制度について回答がありました。

² アンケートで挙げられた提案制度の課題として、行政職員のNPOへの理解、NPOの力量、両者の合意形成力不足なども挙げられていました。それらについては、すでに本ネットワークの「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」や「財政支援研究会」で研究が行われています。それぞれの研究会の成果は、以下に掲載しています。

・『行政の財政支援のあり方』

（NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」編）

・『NPOと協働する行政職員の8つの姿勢』

（NPO活動推進自治体ネットワーク「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」編

『知っておきたいNPOのこと3[協働編]』（日本NPOセンター発行）に収録）

各研究成果報告書は本ネットワークウェブサイト（<http://www.mienpo.net/jichitainet/>）に掲載

目次

はじめに

序章 本報告書の趣旨

第1章 制度設計上の主要項目と類型

第1節 予算.....	p. 5
(1) 予算要求・執行部署	
(2) 予算要求時期	
(3) 選考から実施までの期間	
(4) 1提案あたり上限額の有無	
第2節 テーマ設定者.....	p.13
第3節 協議.....	p.17
(1) 協議の有無	
(2) 協議の機会	
第4節 選考.....	p.21
(1) 選考方法	
(2) 選考機関	
(3) 選考過程の公開	
第5節 評価.....	p.29
(1) 評価方法	
(2) 評価者	
(3) 成果・評価の報告	
補足資料1 研究会参加自治体の提案制度.....	p.35
補足資料2 用語の定義.....	p.41

第2章 提案制度の改善事例

第1節 「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査について.....	p.45
第2節 改善事例.....	p.47
・予算	
・テーマ設定者	
・募集	
・協議	
・選考	
・その他	
補足資料3 「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査結果一覧.....	p.51
補足資料4 協働事業提案制度研究会について.....	p.69

序章 本報告書の趣旨

本研究会では、ある自治体での提案制度の導入や見直しに当たって「これが最善」という制度設計はない、提案制度に関する課題には、「これが正解」という課題解決策はないと考えています。

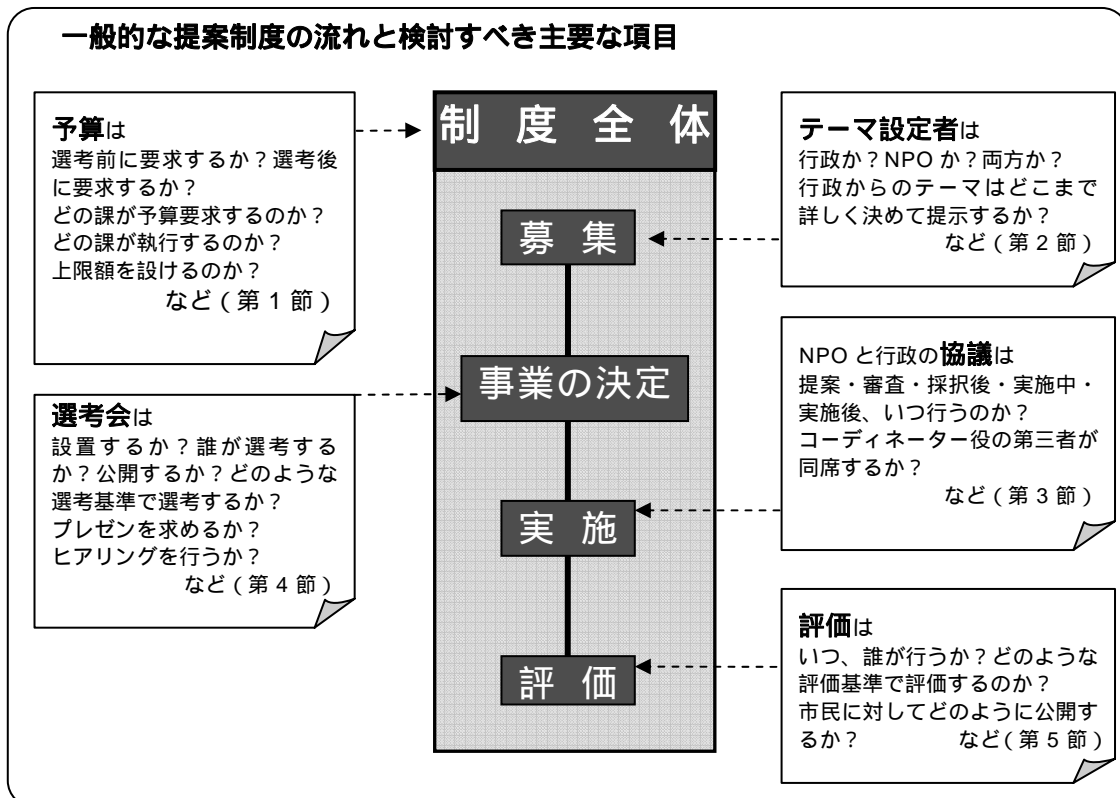
このことをご理解いただき、第1章に掲載した制度設計上の主要項目とその類型を制度設計のものさしとして、第2章に掲載したさまざまな自治体で行われた課題解決の試みを制度改善の参考にしつつ、地域の状況に最適な、より良い提案制度の設計を考える上で役立てていただければ幸いです。

第1章について

第1章では、「予算」「テーマ設定者」「協議」「選考」「評価」の5つの項目を、制度設計上の主要項目と位置付けました。5つの項目の重要なポイントについて、現存する提案制度で採られている手法を洗い出し、類型化してそのメリット・デメリットを整理しています。さらに、各類型について自治体がどのように考えてそのような手法を導入しているのか、という例を掲載しています。

なお、第1章を見ていただくとおり、各類型のデメリット欄にはNPO担当課の負担は記載していません。

ある類型を選択して、実施するときには、相応のコスト（実施準備にかかる時間や経費）がNPO担当課に負担としてかかることとなりますが、本報告書では、あえてこのような負担には触れずNPOや行政の事業担当課の負担に着目して整理しました。



第2章について

第1章を見ていただくとわかるとおり、ある制度設計を選択すると、その設計に伴うデメリット（課題）が発生します。平成20年度の研究において全国の自治体から「提案制度の課題」として寄せられていたことがらの多くが、このような制度設計上の選択に伴うものであることが、研究を通じて分かって来ました。

つまり、たとえ地域の状況に照らして最適の類型を選択しても、そこには、設計上のデメリット（課題）が付いて来てしまう、裏を返せば、提案制度における課題の多くは「選択の結果」といえます。

課題をなくすことができないならば、少しでも緩和する工夫が必要になります。その処方箋を検討していただくためには、どのような情報をお示しすべきか。研究会では、私たちが机上で検討した結果をお示しするのではなく、さまざまな自治体で実際に行われた制度改善や変更の実例を紹介するべきであると考えました。

そこで、提案制度を実際に運用する全国の自治体が、どのような課題に対し、どのような制度改善等を行い、その結果はどうだったかというアンケート調査を行いました。第2章にはその結果を掲載しています。

第 1 章

制度設計上の主要項目と類型

第1章 制度設計上の主要項目と類型

第1節 予算

「協働事業提案制度」に関するアンケート調査（平成20年度）総括 予算

提案制度57制度のうち、選考の前に予算をとる提案制度は32制度で、そのすべてが事業費の上限を定めて募集し、選考を行った年度に事業を実施している単年度型の設計となっている。

さらに、32制度のうち24制度では一括してNPO担当課が予算要求あるいは予算執行まで行い、事業担当課の負担を軽減している。

このような制度設計は、具体的な個々の事業内容に対して予算を要求していないことから、「協働という手法による事業」を行うための予算を枠として確保する性格が読み取れる。

一方、選考後に予算要求を行う制度は25制度であり、うち22制度が選考の次年度に予算要求を行う複数年型で、残る3制度は事業費の上限なく通年で提案を受け付ける随時型である。

さらに、この25制度のうち16制度が事業費の上限を定めずに募集を行い、19制度は事業担当課が個別に予算要求を行っている。通常事業と同じく事業の成果が見込めなければ予算が確保されないということであり、協働という手法より成果を重視する傾向が現れている。

(1) 予算要求・執行部署

類型1

NPO担当課が要求・執行		内 容	
		NPO 担当課が予算化し、執行するもの。	
		メリット	デメリット
		<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 担当課が協働事業の推進という位置づけで予算要求をする場合、協働に理解のある自治体では予算化しやすい。(協働という手法を定着させるための方法といえる。) ・事業担当課の予算要求・執行に係る事務負担が軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課の事務負担が軽減される。 ・協働を推進することを重視する場合、優先度の低い事業が予算化されるおそれがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）			
群馬県	予算措置がないと、選考を通過しても実施することができないため。		

類型 2

NPO 担当課が要求、事業担当課が執行	内 容	
	NPO 担当課が一括して予算要求し、執行時には各事業担当課に配分されるもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 担当課が協働事業の推進という位置づけで予算要求をする場合、協働に理解のある自治体では予算化しやすい。(協働という手法を定着させるための方法といえる。) ・ 事業担当課の予算要求に係る事務負担が軽減される。 ・ 実施に当たっては、事業担当課がより主体的に関わることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働を推進することを重視する場合、優先度の低い事業が予算化される恐れがある。 ・ 事業担当課に予算を振り分ける際は、その課の理解を得る必要がある。
	その仕組みを採用した理由 (導入自治体から聞き取り)	
	群馬県	事業担当所属への動機付けのために、NPO 担当課で予算を確保している。
	千葉県	採択候補事業の予算化にあたっては、選考事務を NPO 担当課が担っており、事業担当課の負担を軽減するため、NPO 担当課が審査を通過した事業の予算を一括して要求している。なお、事業担当課が事業の執行に主体的に関わるよう、議会への予算案では事業担当課の予算として提出する。
	柏市	制度導入検討時、先行自治体の仕組みは要求部署 = 事業担当課であった。しかし、予算化に至らないことが多いと聞き、NPO 担当課が協働事業推進の視点から、予算要求を行う役割を担うこととした。

類型 3

事業担当課が要求・執行	内 容	
	事業担当課が、予算要求・執行するもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業担当課が自ら獲得した予算のため、より主体的に関わることが期待できる。 ・ 事業担当課が中心となった事業となるため、実施計画に即した事業や既存事業の手法の見直しなど、効果の高い事業となることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業担当課の負担感が大きい場合、事業担当課が参加しないことが考えられる。
	その仕組みを採用した理由 (導入自治体から聞き取り)	
大和市	提案者との協議を通して必要な予算を積算するとともに、事業担当課の主体性や意識づけの確保が期待できることから採用している。 協働事業の予算化を進めるために、企画部門と財政部門を協働推進庁内検討会議のメンバーに位置付け情報の共有化を図っている。	

(2) 予算要求時期

類型 1

選考前	内 容	
	選考前に事業予算を要求するもの。選考通過によって事業実施の決定となる。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考に通過し、予算の範囲内であれば、事業の実施が可能となる。 ・ 事業費の上限が示されているため、提案者側が事業規模を想定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額以上の規模に合わせた事業計画を作らざるを得ず、事業の質が下がるおそれがある。予算の限り採択した場合、質の低い提案が採択されるおそれがある。 ・ 協働して実施することがふさわしいと認められる事業であっても、予算科目と合わず、採択されないことがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
群馬県	募集時に予算額を示すことにより、具体的で現実的な事業企画が提案しやすくなるため。	

類型 2

選考後	内 容	
	選考後に予算要求するもの。予算成立を受けて事業実施の決定となる。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容に即した予算額、予算科目で要求することができ、事業の質を確保することが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず予算がつくとは限らない。財政担当課の協働事業への理解や各種計画等と整合を図る必要がある。 ・ 事業ごとに金額が異なる場合は、要求額の正当性が求められる。（積算基準など）
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
千葉県	NPO と協働するにふさわしい事業を予算に反映させようという趣旨から、事業提案を公募し、選考委員会により採択候補として選定されたものを実施している。	
柏市	事業採択にあたり、審査 実施だと行政の責任が明確でないと考え、審査後に予算化する仕組みとした。すなわち、審査会の意見を市長が受け止め、予算計上を検討し、議会に諮るという流れを明確にした。	
大和市	事業内容に応じた予算要求ができることから採用している。	

(3) 選考から実施までの期間

類型 1

単年度型	内 容	
	選考と実施を同年度内に行うもの。(当初予算で予算化しているもの、予算を伴わない事業や当初予算で実施可能なもの。)	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・募集から事業開始までの期間が短い。 ・人事異動の時期をまたがない場合、選考時の NPO 担当課・事業担当課の担当者が実施に関わるため、事業の実施が円滑に行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集から選考までの期間の分、事業実施期間が短くなる。 ・事業実施前の協議の期間が十分に取れないことがある。
	その仕組みを採用した理由(導入自治体から聞き取り)	
群馬県	予算の担保がない段階で事業を審査、選定することは困難であるため。	

類型 2

複数年度型	内 容	
	選考の翌年度に事業を実施するもの。上限額が決まっている場合と決まっていない場合とがある。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・選考に基づいて予算化できるため、採択事業に即した予算額、予算科目で事業を実施することができる。 ・4月から事業実施期間を確保でき、行政の事業年度にあわせた事業を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選考や成案化協議時の担当者(NPO 担当課、事業担当課)が異動等で変更となり、事業が円滑に進まない恐れがある。 ・提案者にとって、提案から実施までの期間を要するため、負担の大きい制度であるが長い。
	その仕組みを採用した理由(導入自治体から聞き取り)	
千葉県	協議期間を十分確保し、事業の熟度を高めるため、選考の翌年度に事業を実施している。また、NPO の自由な発想を生かすため、上限額は定めていない。	
柏市	事業実施の期間を1年間確保し、かつ、事業化までの協議期間を十分確保するため、前年度に選考・協議する形とした。	
大和市	事業に係る必要な経費を見極め、翌年度予算に反映させるために前年度提案翌年度実施の形態を採用している。 ただし、緊急性が高く、早急な対応が必要となる事業については、提案年度中であっても、事業費等の調整がつけば実施をしている。	

類型 3

随時型	内 容	
	応募の期限、選考日等を定めておらず、随時、提案を受け付けるもの。選考会を設けず、上限額等を定めていない場合が多い。	
	メリット	デメリット

<ul style="list-style-type: none"> ・提案者にとって、応募の締め切りなど、制度の仕組みに左右されずに提案することができる。 ・NPO 担当課にとって、説明会や選考会などを設けず、提案に対し、柔軟に対応することが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選考や予算化など、事業担当課にゆだねる部分が大きくなる場合、事業担当課の理解が必要である。
--	--

(4) 一件あたり上限額

類型 1

上限額あり	内 容	
	1 提案あたりの上限額を設けているもの。または、事業の総額を明示しているもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者にとって、事業の規模を想定しやすい。 ・上限額が決まっているなど毎年の予算額が大きく変動しなければ、予算化しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額以上の規模の事業計画を作れないため、事業の質が下がるおそれがある。予算の限り採択した場合、質の低い提案が採択される恐れがある。 ・協働の価値が認められる事業であっても、予算科目と合わず、採択されないことがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
群馬県	上限額を示すことにより具体的で現実的な事業企画を提案しやすくなるため。	

類型 2

上限額なし	内 容	
	1 提案あたりの上限額・事業全体の上限額とも設けていないもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・選考に基づいて予算化できるため、事業計画に即した予算で事業を実施することができる。 ・提案の間口が広がり、より多くの提案を受けられることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに財政担当課の査定を受ける場合、高額な事業費を伴う提案の予算化が難しいことがある。 ・提案者にとって、提案事業の規模を想定しにくくなるおそれがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
千葉県	募集する事業の規模は、NPOの自由な発想を生かすため、事業の有効性・実現可能性、経費の適正性の観点から、適切な規模であることとし、上限額を設定していない。ただし、県に支出を求める額は、原則として提案するNPOの年間収入（過去2年間の平均）の3分の2を超えないこととしている。	
柏市	上限額を決めることは、自由な提案を阻害するのではないかと考えている。	
大和市	市民提案型では、自由な提案を後押しする意味で上限額の設定はしていないが、事業に係る費用の必要性については、公開の場での説明を提案者に求めている。行政提案型では、事業内容に応じた予算額を定めたものもある。	

参考

予算化時期と上限額、予算科目の採用自治体数

上限額		委託料	補助金	負担金	共催	
選考前 予算化	上限額あり	20～50万円	6	0	0	0
		～100万円	7	4	0	0
		～300万円	2	2	0	0
		～500万円	1	0	0	0
		～3,000万円	0	0	0	0
	上限額なし	3	0	0	0	
選考後 予算化	上限額あり	20～50万円	2	2	0	0
		～100万円	1	1	0	0
		～300万円	0	1	0	0
		～500万円	0	0	0	0
		～3,000万円	1	0	0	0
	上限額なし	13	1	2	2	
		計	36	11	2	2

『協働事業提案制度に関するアンケート調査結果（速報）』（平成20年9月）より

第2節 テーマ設定者

「協働事業提案制度」に関するアンケート調査（平成20年度）総括 テーマ設定者

提案制度において事業のテーマを設定する者については、提案制度57制度中、NPOによるテーマ設定が可能な制度（自由テーマ型）が47制度、行政によるテーマ設定を行う制度（指定テーマ型）が37制度、両方を併用が29制度であった。

自由テーマ型が全体の82.5%（47制度/57制度）を占めている一方で、指定テーマのみの制度は8制度にとどまり、一定の傾向が現れている。

なお、その他、寄付金を財源とし、寄付者と行政が協議してテーマを設定する制度や、モデル事業としてテーマ設定方法も含めて募集方法を毎年度変更している制度があった。

類型1

自由テーマ型	内 容	
	分野を問わず広く地域の課題の解決を図るため、NPO等から具体的な事業計画を公募するもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の特性を活かした自由な発想の提案を期待することができる。 ・行政が見落としている地域課題を発掘し解決に繋ぐことができる。 ・行政単独では企画できない、行政の複数部署にまたがる横断的な事業が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が課題として認識していないテーマが提案された場合、合意形成に時間がかかるおそれがある。 ・NPOが応募のきっかけや事業計画のヒントを掴みづらいと感じるおそれがある。 ・横断的な事業の場合、担当課が一本化できない、又は事実上ないということが起こるおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
千葉県	行政の施策に対して意見を述べたり、政策提言していくことはNPOの大切な機能であると考え、NPOとのパートナーシップにおいてもNPOとの自由な意見交換や提言の機会を保障することとしていることから、ちばパートナーシップ市場制度ではNPOの独自の課題提起に基づく協働事業提案を募集している。	
柏市	自由テーマのほうが、幅広く、様々な事業提案が寄せられると期待した。また、制度導入時は全庁的に協働を進める機運が少なく、指定テーマを選ぶことが困難だった。	
大和市	NPO等の市民性、専門性が発揮しやすく、既にNPO等が行っている活動の提案ができる等、NPO等が提案しやすい形態として採用している。	
静岡市	<p>生活者視点の発想を活かすことで、これまで以上に多様な課題の解決を図っていけると考えている。</p> <p>市民協働によるまちづくりを一層進めていくためには、NPO等の自由な発想と意欲を活かす仕組みが必要であると考えている。</p>	

類型 2

指定テーマ型（課題提示型）	内 容	
	行政が地域の課題と認識している事項を示し、NPO 等から事業計画を公募するもの。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政がすでに関心を持っている課題の解決を、協働というアプローチで行うことができる。 ・ 事業担当課がある程度希望した課題なので、NPO 等との合意形成が比較的容易である。 ・ 事業担当課を決めやすい。 ・ NPO 等が応募を考えるきっかけや企画のヒントとすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が課題として認識しているテーマに限られる。 ・ 課題によっては、ふさわしい力量を有する提案者が存在しない可能性がある。 ・ 行政の複数部署にまたがる内容の提案がされる可能性は少なくなるが、想定外の提案が出される可能性に事業担当課が抵抗感を持つおそれがある。 ・ 行政の提案する課題が、提案者にとって魅力を感じないものである場合、応募が減るおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	千葉県	平成 15 年度の制度実施当初は NPO からの自由な提案のみを募集していたが、県行政が抱える課題に関する情報提供が必要との要望が NPO、県の双方からあったため、平成 16 年度から県側からの課題提起に対する協働事業提案も募集することとした。
大和市	行政が考える課題の解決に向けて、NPO 等が有するノウハウやアイデアに基づく協働事業により市民サービスの向上が期待できることから採用している。 行政が考えている課題について、広く市民に知っていただく機会と捉えている。	
豊中市 (提案公募型 委託制度)	市の行政課題を克服するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募り、審査、決定後は協議に基づいて仕様書を作成し、委託契約を結んでいる。 NPO の事業力強化に向けたステップの 1 つとしても位置づけている。(市民公益活動推進助成金制度 提案公募型委託制度 協働事業提案制度とステップアップすることを想定している。)	

類型 3

指定テーマ型（仕様提示型）	内 容	
	<p>行政が地域の課題と認識している事項について、テーマや事業の概要を具体的に示し、NPO 等から事業計画を公募するもの。</p> <p>このような制度を「協働」と呼ばない自治体もあるが、自由テーマ型へのきっかけや入り口という位置付けで実施する自治体もある。</p>	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課があらかじめ具体的な事業内容を定めることから、予算を確保しやすい。 ・事業内容がある程度詳細に決められるため、行政の事業担当課が安心して公募することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が課題として認識しているテーマに限られる。 ・ふさわしい力量を有する提案者が存在しない可能性がある。 ・事業企画そのものへの NPO の参画がない場合、相乗効果を生み出す余地が限られるおそれがある。 ・行政の事業担当課があらかじめ予算化している場合、複数部署にまたがる提案はほぼできなくなる。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	大和市	<p>NPO 等が協働事業に取り組みやすい形態として採用している。できるだけ間口を広げ、提案しやすい環境を整えることを目的として複数の募集テーマを設けている。</p> <p>NPO 等の主体性を保つために、協議の中で調整を図る仕組みを整えている。</p> <p>職員向けの説明会や個別に事業担当課との調整等、行政からの提案課題が上がるよう取り組んでいる。</p>

第3節 協議

「協働事業提案制度」に関するアンケート調査（平成20年度）総括 協議

提案制度57制度のうち、提案募集前に事前協議・意見交換等の機会を仕組みとして設けている制度は17制度である。しかし、提案制度上の仕組みではないが事前協議・意見交換等の機会を設けている制度が17制度ある。つまり、提案制度上かどうかは別にしても、過半数の34制度が応募に向けた協議の機会を確保している。

また、協働事業の実施期間中の連携・調整や協働の関係（対等性等）を維持するために、中間振り返りを行うなど事業実施中の協議の仕組みを盛り込んでいる制度は7制度ある。

なお、事業の開始前・実施中・実施後を通じた協議・意見交換等において、自由に発言できる雰囲気づくりのために、協議の場に外部コーディネーターやNPO担当課が同席したり、協議前に協働のルールを徹底する等の工夫がなされている。

（1）協議の有無

類型1

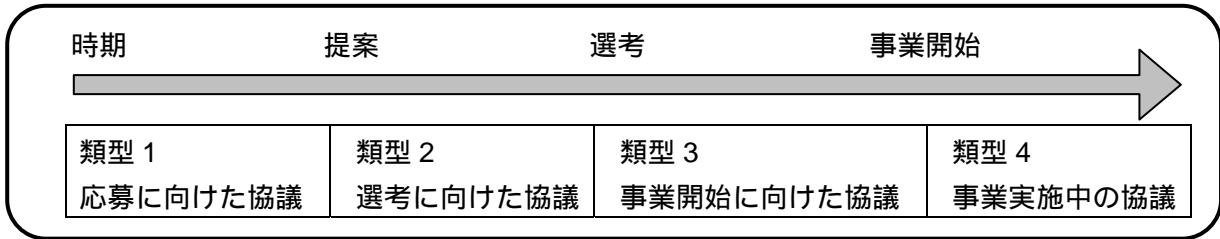
		内 容	
		提案前や選考前、事業実施中等、協働事業提案制度の中で、NPOと行政の協議を義務付けている。	
協働事業提案制度の中での協議を義務付けている		メリット	デメリット
		<ul style="list-style-type: none"> 既存の行政施策との整合性をはかり、事業に関係する課題認識や情報、意見、協働して実施することの意味などを共有する機会を確保できる 提案内容を磨き上げ、事業による行政、NPO、受益者の満足度を高めることができる機会を確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> 協議での対等性が確保されずに事業計画に行政の意向ばかりが反映された場合、協働することでの、相乗効果が損なわれ、提案者の市民性が損なわれるおそれがある。 提案者及び事業担当課にとって協議に参加する負担が増えるになる。
		その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
		群馬県	下請的委託とならないよう事業の仕様等をNPOと県とで協働して作成するため、協議が欠かせない。
		千葉県	NPOと県のパートナーシップを深めるプロセスを確保し、協議による目的の共有と事業のブラッシュアップを図るため、選考前には双方の課題提起や取り組み状況に関する意見交換、公開プレゼンテーション前の協議を、また選考後には事業実施前、実施中、実施後に協議を義務付けており、NPO担当課や外部委員等も同席している。

柏市	提案をそのまま実施することには不安があり、また、何度も協議し、提案をブラッシュアップすることが必要だと考えた。そのかわり、協議におけるアドバイザーとして協働コーディネーターを導入した。
大和市	NPOの想いをしっかり受け止めるとともに、事業のブラッシュアップを図るために協議を義務付けている。NPOと事業担当課との協議の場にNPO担当課は必ず同席しファシリテートを行っている。

類型 2

協働事業提案制度の中で、 協働事業提案制度の中で の協議 を義務付けていない	内 容	
	協働事業提案制度の中で、NPOと行政の協議を義務付けてはいない。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な発想で応募することができる。 ・提案者、事業担当課ともに負担が少なく済む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政とNPOの自主的な協議が十分に行われない場合、互いの活かすべき特性や事業目的や内容、役割分担等の共有不足によって対立が生じるなど、十分な事業成果があがらないおそれがある。

(2) 協議の機会



類型 1

応募に向けた協議	内 容	
	協働事業の意義や提案内容の確認のため、応募に向けた協議を義務付けている。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階で、協働事業以外の方策も検討することができる。 ・重要だが必要性が理解されづらい時期の協議機会を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議での対等性が確保されない場合、事前協議という名の事前審査が行われるおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	千葉県	協働事業は、行政と NPO とが企画段階から協議するものであり、課題の共有と相互理解を深めることで、より良い提案となるよう、応募にあたって「意見交換会」への参加を義務付けている。（平成 19 年度（20 年度実施事業の募集）から）
柏市	市の既存制度や計画、行政ニーズを十分認識しないまま事業提案を行う団体が多かったため、応募前に事業担当課と意見交換をするよう、制度化した。（平成 21 年度の見直し時に制度化）	

類型 2

選考に向けた協議	内 容	
	事業の目的や内容をはじめ、役割分担について当事者の共通理解を図るために、選考に向けた協議を義務付けている。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者と事業担当課の想いを確認でき、さらに協議内容に関する情報を選考に利用することで、選考がしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議での対等性が確保されずに事業計画に行政の意向ばかりが反映され、提案内容が大きく変更された場合、協働することでの、相乗効果が損なわれたり、NPO の意欲が下がるおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	千葉県	1 次審査での選考委員会からの質問事項を提示し、2 次審査に向け協働事業の熟度を高められるよう、1 次審査と 2 次審査の間において協議する機会を設けている。
柏市	当初の制度では、1 次選考（書類）2 次選考（ヒアリング）の間に 3~4 か月を設け、調整協議（NPO と事業担当課が事業をブラッシュアップする場）の期間としていた。2 次選考があることにより、協議に向けたモチベーションが高まることを期待した。	
大和市	提案発表会から意見交換会までの間に、NPO と事業担当課の協議を義務付け、実現に向けての両者の想いを確認、調整する場としている。	

類型 3

事業開始に向けた協議	内 容	
	事業開始に向けた具体的な事業内容の詰めや、契約書・協定書等の策定のために、協議を義務付けている。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたり、事業の目的や内容、お互いの役割分担について確認することができる。 ・事業を行う上での課題等も事前に共有でき、質の高い事業展開が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選考時の事業内容が協議により選考後に大きく変わってしまう場合、選考との整合性が取りづらくなる。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	群馬県	事業内容の詳細や仕様を検討する場と位置づけているので、審査後に実施当事者が決定してから協議することとしている。
	千葉県	事業を開始するにあたって、県関係課とNPOの相互理解は十分か、対等な協議が行われていたか、具体的な役割分担が適切かなどを確認することが、より良い協働事業を進めていくために有効であると考え、選考後、事業開始前に会議を開催し、双方が記入した自己評価チェックシートを交換し、相互評価を行っている。
柏市	調整協議報告会（当初の制度では2次選考）の終了後、協働事業協定書の締結や実施に向けた具体的な準備などを協議した。市が一方向的に仕様を定める委託事業と異なり、両者で十分に細部を検討する形とした。	
大和市	協働推進会議からの意見や会場参加者からの意見、そして市としての検討結果を受けて、協定書の策定に向けた事業内容や役割分担の最終的な確認を行っている。	

類型 4

事業実施中の協議	内 容	
	事業の進ちょく状況の確認し合う機会を確保するために、事業実施中の協議を義務付けている。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進ちょく状況に応じて、事業内容の確認をすることができる。 ・事業を行う上での課題等も共有でき、解決に向けた協議を行うことで、質の高い事業展開が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選考時の事業内容が協議により選考後に大きく変わってしまう場合、選考との整合性が取りづらくなる。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
千葉県	事業の実施中において、当事者間の協議や、NPO 担当課や評価委員とともに関係者全員が事業の現場を視察する現地確認、中間振り返り会議を実施することで、事業の修正など柔軟な対応ができる。	

第4節 選考

「協働事業提案制度」に関するアンケート調査（平成20年度）総括 選考

選考方法を見ると、書類とプレゼンテーションの組み合わせが40制度（71.4%）と最も多く、書類とヒアリングが8制度、次いで書類のみによる制度が7制度、その他、年度ごとに異なるという制度が1制度あった。なお、書類とヒアリングまたはプレゼンテーションを組み合わせるときには、書類上の提案内容によって次のヒアリングやプレゼンテーションの段階に進めるものを選ぶ場合と、書類を受け付けたものはすべて次の段階に進める場合があった。

選考機関についてみると、選考機関を設置する提案制度が47制度（83.9%）で、すべて外部委員を含んで構成されており、さらに公募した委員も含むものは20制度である。選考機関を設置しない提案制度9制度では、両者の協議による合意で決定するという1制度を除き、残る8制度では行政が採否を決定している。

選考過程の公開については、公開している制度は30制度（53.6%）、非公開としている制度は26制度（46.4%）である。なお、選考機関を有している47制度中28制度が選考過程を公開しているのに対し、選考機関を有しない9制度中では選考過程を公開する制度は2制度にとどまっている。

「事例無し」として回答のない自治体があったため、選考に関する母数は56制度

（1）選考方法

類型1

書類による選考	内 容	
	提案書をもとに事業企画の内容に関する選考を行う。	
	メリット	デメリット

<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の作成以外に応募に関する提案者の負担がなく、応募しやすくなる。 ・ 提案者のプレゼンの技術に左右されずに選考することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発表の経験による提案者の力量向上の機会にはならない。 ・ 選考の材料として書類上の情報しか得られない。 ・ 提案制度の認知を高め、他の参考となる情報を発信する機会にはならない。 ・ 提案者が参加しない一方的な選考は、提案者の意欲を削ぐことになるおそれがある。
---	--

類型 2

質疑を中心とする選考（ヒアリング）	内 容	
	選考機関からの質疑応答を中心として行われる。質疑応答に先立ち、提案者から申請書類を補足する事業説明が行われたり、公開で行われることもある。	
	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開で行う場合、提案制度の認知を高め、他の参考となる情報を発信する機会になる。 ・ 対面して質疑をすることで、選考の材料として書類以外の情報が得られる。 ・ 提案者が質疑に対して自ら説明することで、選考結果に一定の納得感を得ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開で行わない場合、提案制度の認知を高め、他の参考となる情報を発信する機会にならない。 ・ 選考会に出席して質疑に応えるという負担が提案者に発生することで、事業の規模によっては負担感から応募が減るおそれがある。 	

類型 3

事業説明を中心とする選考（プレゼンテーション）	内 容	
	提案者からの事業説明（プレゼンテーション）に基づき、選考機関からの質疑が行われる。提案者は、選考機関だけでなく公開プレゼンの参加者に対して提案事業を説明する。	
	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開で実施した場合、提案制度の認知を高め、他の参考となる情報を発信する機会になる。 ・ 発表の経験を通じた提案者の力量向上が期待できる。 ・ 事業説明（プレゼンテーション）及び対面して質疑をすることで、選考の材料となる情報量が増える。 ・ 提案者が質疑に直接参加するため、自ら説明することができ、選考に対して一定の納得感を得ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開で行わない場合、提案制度の認知を高め、他の参考となる情報を発信する機会にならない。 ・ 発表用の資料作成など提案者に発生する負担が大きくなることで、事業の規模によっては負担感から応募が減るおそれがある。 ・ プレゼンテーションの技術が選考結果に影響しすぎるおそれがある。 	

その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）

類型	導入自治体	理 由
書類（必要に応じてヒアリング）	静岡市	公開プレゼンテーションを行う場合、事業の規模（予算の金額）に比べ応募に係る労力がかかりすぎると考え、基本的に書類選考としている。ただし、必要に応じて提案者にヒアリングを行なうこともある。
書類とヒアリング	柏市	<p>制度導入時は、書類選考を主たる選考方法としていたが、これは、発表者のプレゼン力に影響されずに審査を行うため。また、市の事業を担おうという団体（提案者）には、事業内容を的確に伝える企画書（申請書）を作成する能力を求めた。</p> <p>平成 21 年度から、主たる選考を書類選考からヒアリングへ変更した。申請書類を補足する形で提案団体から説明を受け、それらに対し、審査員からの質疑応答を行っている。これは、書類審査のみでは選考過程がブラックボックスになりがちで、選考を通過しなかった場合の提案団体の納得度が低く、審査員と直接やりとりができるようにしたため。</p>
書類とプレゼン	群馬県	<p>書類だけでは判断できないこともあるので、提案者から直接説明を聴くための公開プレゼンテーションを実施している。</p> <p>しかし限られた時間内で実施するため、書類審査で一定以上の点数を得た提案についてのみ公開プレゼンテーションの場で、説明してもらう。</p>
	千葉県	<p>事業を実施する当事者以外の県民に広く事業の説明を示し、協働して実施することが適当な事業かどうかを見ていただける機会とするため、提案内容の説明に加えて選考委員の質問に対し提案者が直接説明するプレゼンテーションを開催している。</p> <p>プレゼンテーションでは、あらかじめ審査委員の質問事項を提案者に通知した上で、公開で実施している。</p> <p>なお、公開プレゼンテーションを行うことで、NPO が説明する機会の確保と、提案者にとってプレゼンテーション力の向上の機会となること、参加する他の NPO にとって参考となることなども期待している。</p>
	大和市	<p>協働事業の実現に向けたブラッシュアップ（共育）と提案者のスキルアップを目的として公開プレゼンテーションを実施している。</p>

(2) 選考機関

選考機関を設置する場合（類型1及び類型2）の共通事項

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の質を提案制度のしくみのなかで確保できる。 ・選考機関での選考を通過することで、事業化、予算化しやすくなる。 ・選考機関の中に事業内容を磨く機能を組み込むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課の意見が採否の判断に反映されていない場合、事業実施にあたって担当課が事業に積極的に関与する姿勢が損なわれるおそれがある。

類型1

た 外部 委員 を加 える 選 考 機 関 を 設 置 し 、 行 政 が 指 名 し	内 容	
	提案制度に申請された事業を選考する機関を設置する。 選考機関には行政が指名した外部選考委員を加える。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の第三者が選考することで、選考結果の透明性・公平性を高められる。 ・有識者を指名することで、専門性を期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての分野についての専門性を持った有識者はいないので、委員の人選が難しい。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
千葉県	選考の公正性・透明性の確保と、委員の専門性による提案内容のブラッシュアップを期待し、7名の選考委員会のうち外部有識者の委員が4名入っている。	

類型2

る 選 考 機 関 を 設 置 し 、 公 募 し た 外 部 委 員 を 加 え	内 容	
	提案制度に申請された事業を選考する機関を設置する。 選考機関には公募した外部選考委員を加える。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の第三者が選考することで、選考結果の透明性・公平性を高められる。 ・生活者の視点による選考が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募がなく、委員が確保できないおそれがある。 ・応募者から適切な委員を選考することが難しい場合がある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
群馬県	選考過程の透明性、公平性を確保し、NPOの視点も採り入れて判断する必要があるため。	
千葉県	選考の公正性・透明性と選考過程への市民参画をはかるため、選考委員の一部（7名中2名）を公募している。	

柏市	行政職員だけでは、市民ニーズや NPO の活動実態を十分に把握できていないと考えた。また、一般公募の市民に入ってもらうことにより、より広い視野を確保しようと考えた。
大和市	選考の公平性、透明性と選考過程への市民参画をはかるため、事業提案の審議を行う協働推進会議委員の一部（7名中2名）を公募している。

類型 3

選考機関を設置しない	内 容	
	提案制度に申請された事業の内容に対する選考機関を設置しない。NPO 担当課や事業担当課が判断する場合と、事業担当課と提案者の協議により実施を検討したり、住民等からの意見をもらう機会を設ける場合がある。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業採択の判断に事業担当課が主体的に関わる場合、事業実施にあたって積極的に関与する姿勢が期待できる。 ・選考を行わない場合は、NPO と事業担当課にとって、ヒアリングやプレゼンテーションへの出席や資料作成などの負担が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化、予算化の適否が行政側の密室で判断され、透明性が損なわれるおそれがある。 ・事業担当課が実施したいと考えた場合、選考により採択されたという理由付けがなく、独力で予算を取ることが困難な場合がある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
市川市	<p>基本的に予算措置を前提にしない身近な提案を募っており、提案を受け付けたら事業担当課と調整を行い、役割分担の合意や許認可等の事業実施の課題に目処がついた時点で協定書を結んで実施しており、そうした課題が解決できない提案は事業化されないこととなる。適否の判断をする選考機関は設置していない。</p> <p>なお、特に予算措置が必要なほどの提案が寄せられた場合は審査会を設置できる制度になっている。</p>	

(3) 選考過程の公開

選考過程の公開に関する共通事項

メリット	デメリット
・ 公開することによって提案制度の公平性・透明性を高めることができる。	

類型 1

選考委員の公開	内 容	
	氏名・所属等、選考する人物の情報を公開する。	
	メリット	デメリット
・ 選考委員の情報から、その提案制度で重視する点が変わり、応募しやすくなる。	・ 提案者が選考委員に接触を図るなど、選考の公平性を損なうおそれがある。(そのため選考後に公開する場合もある。)	

類型 2

選考項目の公開	内 容	
	提案された事業内容の選考を行う上での着眼点となる事項や、評価を判断する基準を公開する。	
	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者が事業を企画する上で、重視すべき点が変わり応募しやすくなる。 ・ その提案制度で重視する価値に合致する事業が集まりやすくなる。 ・ 選考結果への納得が得られやすい。 	・ 選考項目の内容によっては提案者がやりたいと思う事業より、採択されやすい事業が企画され、自由な発想を妨げるおそれがある。	

類型 3

選考議事の公開	内 容	
	選考会の傍聴を許可したり、議事録や議事概要を公開する。	
	メリット	デメリット
・ 選考項目や選考基準の考え方に関する協議過程などが公開された場合、結果の具体的な理由がわかりやすくなる。	・ 選考会の場で個別事業に対する否定的な発言がしづらくなるおそれがある。 (そのため、個別事業に関する意見交換については傍聴できない別室で行ったり、議事録や議事概要を公開するときに該当部分を非公開とする場合がある)	

類型 4

選考結果の公開	内 容	
	採択した事業を公開するだけでなく、採点等の結果や事業への講評を公開する。	
	メリット	デメリット

・採点結果や事業の講評を知らせることで、他事業や次回の応募に向けた参考とすることができる。

・講評を作成する場合、その分選考委員の負担が増す。

その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）

類型	導入自治体	理 由
選考委員、選考項目、選考結果を公開	千葉県	<p>公正で透明性のある手続きを重視し、また、地域社会へのよりよい成果をあげるといふ点での説明責任を果たすため、選考委員（公正を期すため事後公開）選考項目、選考基準、選考結果（採点結果と採択事業の講評）を公開している。</p> <p>ただし、選考委員が忌憚なく議論することができるよう、選考会の傍聴や議事録の公開はしていない。</p>
選考項目、選考結果の公開	柏市	<p>応募要領の中で審査項目を公開し、審査における着目点を事前に伝えている。</p> <p>審査の議事については公開していないが、これは、公正な審査のため忌憚なく意見を述べ合ってもらうためであり、公開することにより審査がパフォーマンス化することを避けた。</p>
選考委員、選考項目、選考結果を公開	松戸市	<p>協働事業提案制度に基づく協働事業の実施に当たって定めた3つの原則のうち、事業成果公開の原則に基づき、事業の成果だけでなく、プロセスもつづさに公開していくことが必要であると考えている。</p> <p>選考委員、選考項目、選考基準、選考結果を公開するほか、公開プレゼンテーションを行ってから、その場で選考委員の意見交換や選考結果とりまとめの協議を行い、選考会の議事を公開している。</p>
選考委員、選考項目、選考結果の公開	大和市	<p>協働事業提案制度では、公開を原則としていることから、審議機関である協働推進会議を公開するとともに、提案発表会と意見交換会を参加型の公開の場と位置付け、参加者からの意見も協働事業採択に反映できるしくみとしている。</p> <p>また、検討結果についても公開の場で開催している。</p> <p>選考における検討ポイントを募集要領の中であらかじめ公開している。</p>

第5節 評価

「協働事業提案制度」に関するアンケート調査（平成20年度）総括 評価

提案制度57制度中、協働事業の評価を行う仕組みがあるものは41制度(71.9%)であり、評価者については、自己評価や相互評価のみを行う制度が21制度、評価機関等での第三者評価のみが1制度であり、19制度は自己・相互と第三者の両方で評価を行っている。

成果や評価の公開については、39制度が公開する仕組みを組み込んでいる。残る2制度は、全庁的な政策評価の仕組みや、事業の結果をまとめた事例集の作成を別途行うなど、制度外での市民への説明を行っている。

なお、評価を公開する方法としては、報告会を開催して結果をホームページに掲載する方法が13制度と最も多く、次いで報告会の開催のみ(10制度)、ホームページへの掲載のみ(9制度)などがある。その他、全庁的な推進委員会等への報告や、情報開示請求があった場合のみ公開する制度が若干数見られた。

(1) 評価方法

類型1

プロセス評価	内 容	
	対等な関係、十分な協議、合意に基づく実施、工夫や努力、関係や姿勢の変化など、事業のプロセスを評価する。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の他の事業を実施するうえで参考になるノウハウが得られる。 ・適正な手続きや望ましい関係での事業実施を促し、市民にとってより良い成果に間接的につながることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施当事者間の関係や利益が重視された場合、市民にとってのより良い成果を目指す意識が薄くなるおそれがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
大和市	協働事業に限らず、市の事業はすべて事務事業評価の形で、成果目標（指標）に対する達成度について、事業評価を行っている。	
柏市	<p>柏市は、「ふりかえり会議」という形の評価を行い、その結果を市民に公開している。ここでは、実施における対等性・コミュニケーション・情報共有・受益者との関わりなどについて、それぞれ自己評価を行っている。</p> <p>また、1年間の事業終了時は、「成果報告会」という形での成果評価を行っている。</p> <p>なお、協働事業に限らず、市の事業はすべて事務事業評価の形で、成果目標（指標）に対する達成度について、事業評価を行っている。</p>	
千葉県	行政とNPOとが相互の特性を活かして協力し、効果的な事業を実施するためには、互いの特性の理解と、それらが活かされる手法や手続きを採用できる対等性を確保する必要がある。そのため、特に提案制度の導入当初においては事業の計画段階から終了まで良好なパートナーシップが発揮されたかを確認するため、プロセス（適正手続）を重視した評価を行っていた。	

類型 2

成果評価	内 容	
	成果目標や数値目標に対する達成度（有効性）や、投入した資源に対する効率性など、事業の成果を評価する。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的な指標による評価であるため、市民への説明責任を果たしやすい。 ・成果を重視した事業実施を促し、市民にとってより良い成果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業成果を重視しすぎ、受益者以外の利害が軽視された場合、事業を実施する側の動機が損なわれるおそれがある。
その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）		
大和市	<p>「協働」による取組みとしての振り返りと、「事業」としての振り返りと言う二面性からの振り返りを行い、協働による取組みの意義と事業の成果についての確認を行うことで、当事者の意識啓発とともに制度における課題の発見をしている。</p> <p>なお、協働事業に限らず、市の事業はすべて事務事業評価の形で、成果目標（指標）に対する達成度について、事業評価を行っている。</p>	
柏市	<p>柏市は、「ふりかえり会議」という形の評価を行い、その結果を市民に公開している。ここでは、実施における対等性・コミュニケーション・情報共有・受益者との関わりなどについて、それぞれ自己評価を行っている。</p> <p>また、1年間の事業終了時は、「成果報告会」という形での成果評価を行っている。</p> <p>なお、協働事業に限らず、市の事業はすべて事務事業評価の形で、成果目標（指標）に対する達成度について、事業評価を行っている。</p>	
千葉県	<p>協働事業の評価は地域課題や市民ニーズにより適切に応え、受益者や市民に対する事業成果をより大きなものにしていくことや、事業の改善につなげていくこと、協働による相乗効果が発揮されたかを検証することをねらいとして実施するものである。</p> <p>このため、事業の成果に関する項目を自己評価チェックシートによって事業実施前、実施中、実施後の各段階で確認するとともに、さらに評価委員が第三者評価を行っている。</p> <p>また、事業終了後には事業計画に対する実績や評価を記載した成果報告書の作成及び成果報告会の開催と、評価委員による事業実施担当者へのヒアリングを経た最終評価を公表している。</p>	

(2) 評価者

類型 1

自己評価・相互評価	内 容	
	事業のプロセスや成果を事業実施当事者が自ら評価する。評価した結果を事業実施当事者間で共有し、相互評価とする場合がある。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施当事者間の主観的認識のずれを可視化することが期待できる。 ・事業過程で事業実施当事者に得られた自己変容や努力の度合いなど、プロセス評価を行うために必要な情報を得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性や有効性などの成果評価に必要な情報に主観が入り、過大あるいは過小な評価結果となるおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	群馬県	協働のプロセスをふりかえるため、目的の明確化、自立性・対等性、信頼の構築、役割・責任の明確化、透明性の確保の観点から、NPO、行政がそれぞれ自己評価し、それをお互いに共有する。
	千葉県	相互理解の促進や対等性の確保、事業の改善、他の協働事業での参考とすることを目的として、自己評価チェックシートによる評価及びそれを相互に交換して協議する機会を事業の実施前（事前打合せ会議）、実施中（中間振り返り会議）、実施後（最終振り返り会議）設けている。
	柏市	ふりかえり会議、成果報告会とも、自己評価として行っている。協働事業の定着がまだ弱い中、取り組んだ NPO や事業担当課がどのように感じたのか、また、受益者にはどのような成果があったのかを NPO や事業担当課の目を通じて、評価することとしている。
大和市	振り返り確認シートを用いて、NPO と事業担当課の協働に対する想いの確認と事業の改善を図ることを目的に自己評価による振り返りを実施している。	

類型 2

第三者による評価	内 容	
	事業のプロセスや成果を外部の第三者が評価する。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的で公正な評価により、透明性・公開性が期待できる。 ・客観的な数値等に基づく成果評価を行うのに適している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主観的な感想等に基づくプロセス評価には適さない。 ・第三者からのヒアリングなどを行う場合、評価を受ける側が負担を感じるおそれがある。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
千葉県	評価においては、受益者や専門家など第三者からの建設的で自由な意見が大切で、事業当事者双方の評価のほか、外部の有識者、協働の経験を持つ NPO 関係者などの第三者による評価を実施している。	

(3) 成果・評価の報告

類型 1

事業の成果と評価を市民に報告する仕組みを制度に組み込む	内 容	
	事業の成果とその評価を市民に対して報告する仕組みを提案制度に組み込む。	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性、公開性を高められる。 ・ 事業の評価が公開され、市民の目に触れるという意識から、NPO や事業担当課の緊張感を高める効果が期待できる。 ・ 事業の成果を市民に還元できる。 ・ 他の事業で参考としたり、事業の波及、協働という手法や提案制度の周知などに関する効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開を前提とした報告書の作成や報告会での発表に関する負担が NPO や事業担当課にとって事業規模に比べ過大な負担と感じられた場合は負担感から応募が減るおそれがある。 ・ 報告書の作成、報告会での発表など、報告方法に応じた負担が NPO や事業担当課に発生する。
	その仕組みを採用した理由（導入自治体から聞き取り）	
	群馬県	事業の成果を広く県民に還元すること、行政や NPO、県民に協働について知ってもらい関心を高めることを期待しているため。
千葉県	<p>協働事業として実施した成果を市民に報告し、さらに事業の過程で得られた情報やノウハウ、評価等を蓄積、共有し、全庁的な推進体制に還元することや、広く市民に協働事業についての理解を促進する機会とするため、成果報告会での発表を行っている。</p> <p>また、事業の概要、経緯、成果、問題点などをまとめた成果報告書、事業実施当事者の自己評価結果、第三者の評価委員会による評価結果を公開している。</p>	
柏市	<p>柏市は、「ふりかえり会議」という形の自己評価を行い、その結果を市民に公開している。これは、事業の中途段階において、実施における対等性・コミュニケーション・情報共有等を NPO と事業担当課がそれぞれ振り返るもので、その結果に基づき意見交換を行っている。評価の数値より、それぞれの評価結果に基づいた意見交換を重要と考えている。</p> <p>また、1年間の事業終了後は、「成果報告会」という形で事業成果を市民に報告している。</p>	
大和市	<p>協働事業の広報周知と透明性の確保を目的として、振り返り確認シートの記入という自己評価を行い、その結果を市のホームページで市民に公開している。</p> <p>1年間の事業終了後は、「協働事業報告会」という形で事業成果を報告する公開の場を設定している。</p>	

類型 2

事業の成果と評価を市民に報告する仕組みを提案制度に組み込まない	内 容	
	<p>事業計画に対する実績とその評価を市民に対して報告する仕組みを提案制度には組み込まない。 (提案制度とは別途、市民に成果や評価結果を公開する制度を持つ場合や、市民に報告はしないが行政内部や関係者が共有し、他の協働事業の実施のために活用する場合もある。)</p>	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果とその評価の公開に関する負担がNPO、事業担当課に発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体としての事業評価制度など、提案制度とは別に代わりとなる手段を講じない場合、事業の成果が市民の目に触れないため、事業実施当事者の緊張感が失われる、事業の成果が直接的な受益者にしか還元されない、他の事業で参考とならない、事業の波及や協働という手法や提案制度の周知などの効果が期待できないなどのおそれがある。
	その仕組みを採用した理由(導入自治体から聞き取り)	
東海市	<p>市の総合計画に基づく評価指標による評価を公開しているため、特にこの制度の中で別途の評価を行って公開する必要はないと考えている。</p> <p>なお、とうかい協働ルールブックに基づき、協働という手法が適正に実践されていたかに関するチェックとして、ふりかえりシートを作成し、共有は行っている。</p>	

参考 報告・評価の方法について

報告・評価の実施時期

・事業実施後

事業終了時点で、事業計画に対する実績と評価を公開することで、事業実施当事者にとって事業を振り返る機会になる。

・事業実施中

事業実施後のみ報告する場合より透明性が高まり、事業の振り返りだけでなく、見守りにもなり事業の成果を高めることが期待できる。

市民への公開手法

- ・紙による報告書は、ぱらぱらとめくって興味のある部分が見やすいという利便性がある。パソコンのモニターよりも読みやすい。大量に配布する場合は、印刷や発送にかかる経費と事務の負担が大きくなるおそれがある。
- ・ウェブページへの掲載は、ハイパーリンクにより欲しい情報にすぐたどり着けるという利便性があり、団体のホームページや検索サイトを經由して多くの人の目に触れる可能性がある。紙媒体に比べると閲覧するための環境や能力が要求され、モニター越しでは内容を読みづらい。
- ・報告会は、媒体を介さず、直接当事者の生の声に触れる点で強い効果が期待でき、さらに普及啓発のイベントとしての効果も期待できる。一方、その場に向いて出席してもらう必要があり、目にする人数に限られる上に、開催準備としてNPOと行政双方に大きな負担が発生する。

補足資料 1 研究会参加自治体の提案制度

第 1 章の内容とあわせて制度設計の参考としていただけるよう、本研究会の参加自治体における提案制度のフロー図を掲載しました。

群馬県

NPO協働提案パイロット事業

テーマの募集

2~3月

1年目

県民からの公募と庁内からの募集を並行して実施

審査

3月

公募の外部委員を含む審査委員会の審査(非公開)を経て、テーマ(2本)を決定

予算化

3月

2月定例会でNPO担当課が予算措置



企画提案の募集

4月

2年目

テーマに沿った企画提案をNPOから公募

審査

5月

審査委員会により、書類による1次審査

1次審査通過者を対象に、2次審査(公開プレゼンテーションおよび非公開の審査委員会) プレゼンでは事業実施所属も同席し提案者と質疑可能



事業詳細協議

6~7月

実施に向けた具体的な協議(契約書・仕様書の内容、役割分担等) NPO担当課もコーディネーター役として同席。委託契約の締結。実施所属に予算配当替え



事業実施

7月頃~3月

中間ふりかえり

11~12月

NPO、事業担当所属双方が事業実施中にふりかえり(評価)を実施



最終ふりかえり

4月

3年目

事業実施後にふりかえり(評価)を実施

事業報告会

5月

評価結果を基に、公開で事業報告を行う。審査委員、県民、NPO、職員などを対象とする

千葉県

ちばパートナーシップ市場

1年目

県庁内各課からの県テーマの募集・決定

10月~11月

公募説明会

12月

募集要項(案)の公表、県テーマの説明

県とNPOとの意見交換会

2月

協働事業提案に向けた個別意見交換(協働促進員同席)



企画提案募集

4月~5月

2年目

意見交換会を経ていることを応募条件とする

第1次審査

6月

書類選考結果と質疑事項を通知

第1次審査結果を受けて事業担当課とNPOが協議し、提案を改善(7月)

第2次審査(公開プレゼンテーション)

8月

10月~3月

採択決定後、NPO担当課が一括して予算要求し、財政課の査定を受ける。査定後、事業担当課の予算として議会にかける。

評価委員会・事業開始前会議

3月

評価委員が同席し、事業開始前に事業実施当事者と三者で協議する。



4月

事業実施

3年目

現地確認・中間振り返り会議

7~12月頃

評価委員が現地視察し、事業実施当事者と3者で事業の振り返りを行う。

評価委員会

1月

評価委員会として、事業の中間状況を共有する。

最終振り返り会議

3~4月



成果報告会

4月~5月

4年目

成果報告会を開催し、さらに別途、ヒアリングを行い、最終評価を公表する。

大和市
協働事業等提案制度

1 年目

行政提案企画の募集

1月

協働推進庁内検討会議で行政提案企画の調整・確認



提案募集

4月

「提案制度説明会」と「振り返り報告会」を同時開催



募集締切

5月

協働推進庁内検討会議で諮問案の調整・確認

大和市協働推進会議へ諮問



提案発表会

6月

協働事業提案内容について、提案者の説明の場を公開で実施。事業担当予定課の出席を義務付けている。



調整期間

提案者と事業担当課、NPO 担当課で、事業内容や実現の可能性について確認と意見交換を義務付けている。



意見交換会

7月

調整期間で確認できた内容について、提案者と事業担当課の報告の場を公開で実施し、会場参加者と意見交換を行う。

大和市協働推進会議からの答申



協働推進庁内検討会議で検討結果の検討・確認

検討結果報告会

8月

市長より検討結果の報告を公開の場で実施。

協定書締結

基本協定は3年間、負担金協定は1年間の期間を設定。



協働事業開始

2 年目

1年毎の振り返りを義務化。

柏市
協働事業提案制度

1 年目

協働事業提案の募集

4月～

応募団体は「柏市市民公益活動促進条例」の登録が必要
提案募集説明会を開催



募集締切

5月末日

事業課で「ヒヤリングシート」を記入

選考委員から提案者へ事前質問の実施



選考会（ヒヤリング）

6月

提案者の事業説明と選考委員による質疑応答
事業課も同席し、選考委員の質疑に応じる



調整協議

7～10月

選考に通過した提案は、提案者・事業課・協働コーディネーターと調整協議を行う（提案事業のブラッシュアップ）



調整協議報告会

10月

調整協議の結果を選考委員に報告。選考委員からのアドバイスなど



選考委員会から市へ提言書

10月下旬

最終的な選考結果と講評を選考委員会が市長へ提言



提言検討結果の公表

11月

提言への対応（事業実施の可否等）を公表



調整協議

12月～3月

実施に向けた具体的な協議（契約書・協定書の内容、役割分担等）



予算化（市議会3月定例会）

3月

NPO 課が一括して要求し、各事業課へ配分



事業実施(契約書・協働協定書締結)

翌年度4月～

2 年目

事業実施途中にふりかえり会議（評価）を実施



成果報告会

3月

事業によっては、事業課が予算化し、継続して実施

静岡市
協働パイロット事業

企画提案募集

1 年目

5 月



分野を問わず、社会的課題の解決のための事業を募集する。

募集締切

6 月上旬



所管課意見

関係所管課は応募書類に対する意見を審査委員会に提出する。

市民意見

ホームページに公開した応募書類に対して、市民は意見を述べるができる。



第 1 次審査（書類審査）

6 月



審査委員会により、書類及び所管課の意見を参考にして審査・選定する。

第 2 次審査（面接）

6 月



第 1 次審査で選定された団体を審査委員会が面接し、選定結果を決定する。

委託契約

7 月



審査員の助言の上仕様書を作成し、契約を締結する。

事業実施

7 月～3 月



事業報告

3 月末



2 年目

評価

実施団体と NPO 担当課で評価を行う。

静岡市
市民活動協働市場

通年（団体からの提案）

市民活動団体の提案



市民活動団体は市が実施すべき協働事業の企画提案書等を所定の様式により提出する。

意見聴取



協働事業の実施にあたって市民活動促進会議の意見を聴く。

所管課の決定と提案の公表



提出された企画提案書等と、提案内容に関連する所管課を決定し、提案を公表する。

所管課での検討



所管課は提出された企画提案書等採否を検討する。
NPO 担当課はその結果と理由を市民活動促進会議に報告し、公表する。

予算要求

契約等

事業実施

実施を決定した協働事業の予算を要求し、契約等を経て翌年度に事業を実施する。

通年（市からの募集・提案）

市からの提案募集



市民活動団体に対する募集・提案の概要書を作成し、公表する。

概要書は、必要に応じて促進会議に意見を求めて作成する。

事業予算はあらかじめ市の所管課が要求している。

市の選定



市は、市民活動団体から応募のあった企画提案から実施するものを選定する。

実施事業の公表



実施を決定した協働事業を公表する。

契約等

事業実施

実施を決定した協働事業は、契約等を経て事業を実施する。

補足資料 2 用語の定義

本報告書における主な用語の定義は以下のとおりです。

NPO

特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自発性に基づいた社会的な活動を行う自治会、町内会などといった組織、団体を含むものとします。

NPO 担当課

自治体において協働事業提案制度を実施する部署を指します。

事業担当課

自治体において上記の NPO 担当課を除いた部署を指します。

協働

特定非営利活動法人日本 NPO センターの定義によると、「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）」を、持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」とこととされています。しかし、この定義は全国的に統一されておらず、行政のなかでも自治体によってさまざまな定義がされているのが現状です。

そこで、本報告書においてはあえて明確に定義しないこととしました。

協働事業提案制度

本報告書では、自治体が NPO からの提案を受け止めて、これを協働事業として実施することを検討・協議していくしくみを指します。

ただし、平成 20 年度及び 21 年度に実施したアンケート調査では、以下のように定義しています。これは、より多くの回答を得ることを目的として、より広義の定義をしたものです。

【参考】アンケート調査における「協働事業提案制度」の定義

「協働」という手法による事業の推進を目的とするモデル事業や、相乗効果による市民サービスの向上を目的とする事業など、応募資格者に NPO を含み、協働して事業等を実施する提案を募集する制度・仕組みを指すもの。

第 2 章

提案制度の改善事例

第1節 「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査について

1. 調査概要

目的：協働事業提案制度の改善のため制度やその運用を変更した実例を収集する

時期：平成21年12月22日から平成22年1月14日まで

対象：NPO 活動推進自治体ネットワーク加入自治体（調査時点 229 団体）のうち、提案制度を有する自治体

方法：アンケート用紙記入によるメーリングリストでの一斉調査

下記2. 調査結果の「変更有」に該当する団体からの回答と、調査に使用したアンケート用紙は「補足資料3」として添付しています。

2. 調査結果

回答：51 団体

結果：回答を得られた自治体のうち、提案制度の課題解決のため、制度やその運用等を変更したことがあると回答した自治体は28団体、現在見直し中という自治体は1団体であり、半数を超える自治体が何らかの変更を行っていることがわかりました。

(51 団体の内訳)

	変更有	変更無	見直し中	初年度	自治体数 計
都道府県	15	4	0	1	20
市町村	13	16	1	1	31
計	28	20	1	2	51

3. 紹介している事例について

アンケート調査結果に基づき、変更内容ごとに主な事例をいくつか紹介しています。

なお、掲載に当たっては各自治体からアンケートに寄せられた回答の内容を適宜、編集しています。

第2節 改善事例

予算に関する改善事例	
自治体名	さいたま市
変更内容	上限300万円の5事業を募集 上限300万円、総額1,500万円で事業数を定めずに募集
変更理由	実施する内容に関わらず、上限額に合わせて積算した事業が多い。
変更後の結果	事業実施に必要な金額を積算した事業の応募が増えた。
新たな問題点	300万円という上限額の妥当性を検討する必要がある。
その他、予算額上限に関する変更を行った自治体	福岡県

テーマ設定者に関する改善事例	
自治体名	東海市
変更内容	行政から提示するテーマについて企画提案募集 市民団体から課題テーマについて公募
変更理由	行政から提示するテーマに市民団体が課題と思う内容が含まれず、応募団体が少ない。
変更後の結果	変更前は市民団体が必要とする事業と市の担当課の考える事業に差が大きかったが、変更後は市民団体からのテーマが多く、全体の応募事業数が増加した。
新たな問題点	市民団体からの提案は、市として新規事業となる内容が多く、既存事業との整合、調整が短期間では難しく、安易な事業増加や提案の切り捨てになりかねない。
その他、自由なテーマを募集するよう変更した自治体	奈良県、島根県、福岡県

募集に関する改善事例	
自治体名	さいたま市
変更内容	行政が募集するテーマについて、「テーマの概要」と「市民活動団体に期待すること」を提示 「テーマの概要」を「現状と課題」「テーマのねらい」「想定する事業」として詳しく分けて提示
変更理由	行政が示すテーマの趣旨がうまく伝わらない。
変更後の結果	行政が市民と一緒に解決したいと考えている課題を正確に伝えることができたため、行政が示すテーマに対する応募が増えた。
新たな問題点	なし

募集に関する改善事例	
自治体名	群馬県
変更内容	募集期間 5月1日～6月2日 募集期間 3月19日～4月20日
変更理由	従来、当該年度の5月に募集し、夏頃に委託先の決定、秋頃に事業開始、年度末で事業終了というスケジュールであった。そのため、事業期間が短く、実施できる事業が限られ、またNPO側でも、多くの団体が6月に総会を実施しており、すでに事業計画が固まっている時期の募集となるため、応募しにくいという状況であった。
変更後の結果	委託先の決定から委託契約締結までの協議の時間をとることができたので、その間に双方の考えをすりあわせ、信頼関係を構築することができた。事業そのものに必要な時間より、その準備に必要な時間を多くとれた方がよりよい事業をできるため、と推察している。
新たな問題点	募集期間中（3/19～4/20）に人事異動で担当者が変わる可能性があるため、場合によっては事業の支障になる恐れがある。
その他、募集時期に関する変更を行った自治体	さいたま市、豊中市

協議に関する改善事例	
自治体名	八戸市
変更内容	提案後に協議機会（事前協議）を設けていた 提案受付前にも協議機会を設けた（情報交換テーブル）
変更理由	提案前の相談（担当課との情報共有）の機会が無かった。
変更後の結果	提案申請前の意見交換により、相互理解、情報共有が図られ、パートナー間の信頼感が醸成されたことで、実現性の高い提案につながった。
新たな問題点	「情報交換テーブル」という気軽な相談の場が増えたにもかかわらず、依然として、提案数が少ない。
その他、事前協議に関する変更を行った自治体	奈良県、島根県

選考に関する改善事例	
自治体名	奈良市
変更内容	事業担当課の意見を反映させる仕組みはなかった 書類審査の際に事業担当課は意見書を提出し、それを踏まえて審査委員が審査を行うこととした。また、意見書の記入にあたって、提案者との協議の場を設けた
変更理由	提案事業の内容に事業担当課の意向が反映されずに事業が採択され、事業の実施に支障をきたしたこと。
変更後の結果	提案者と事業の所管課とが協議をすることで、お互いの考え方を理解し、事業担当課の意見を踏まえた審査をすることができたため、採択した事業が円滑に実施できるようになった。
新たな問題点	募集する事業のテーマを設定していないため、毎年度、提案される内容が公園の整備や観光分野に偏り、一部の担当課の負担が大きくなる。そのため、テーマの設定を検討する必要がある。
その他、選考に関する変更を行った自治体	福岡市

選考に関する改善事例	
自治体名	柏市
変更内容	第1次選考ではプレゼンでの弊害（発表が上手な団体が有利）から、書類選考（提案団体や担当部署へは書面での質疑応答により実施）のみで行っていたため、提案団体が自らの声で事業の必要性等を訴える機会がなかった 従来の書類選考に加え、提案団体、担当部署、選考委員会が一堂に会して、ヒアリングを行うこととした
変更理由	提案団体の選考結果に対する不満。
変更後の結果	一堂に会してのヒアリングにより、互いに情報の共有化が図られるようになった。また、選考に際して、直接にやり取りができ、提案団体（担当部署）側もそれらの様子をつぶさに把握することで評価のニュアンスが分かるようになった。
新たな問題点	直接、選考されるため、提案団体側（担当部署）にとって煩雑となり、提案事業の良し悪しが提案者に直接伝えられることの是非がある。また、プレゼンが極めて上手な場合に実力以上の評価につながる可能性もある。

評価に関する改善事例	
自治体名	島根県
変更内容	次年度にアンケート調査、振り返り会を実施 当該年度内にアンケート調査、振り返り会を実施
変更理由	人事異動の弊害、検証の効率化・質的向上
変更後の結果	当該年度内に事業実施した事業担当者により精度の高い事業検証が効率的に実施できるようになったため、検証の効率化、適正化が図られた。
新たな問題点	なし

その他の改善事例	
自治体名	埼玉県
変更内容	採択した事業は、提案した NPO と委託契約を結んで実施する 採択した事業は、協定書を締結し、提案した NPO に補助金を交付することとした。 協定書では、NPO と県が協働して事業を実施する上での役割を明確にし、それぞれの役割を踏まえて事業成果の帰属先も定めている。
変更理由	NPO に委託して実施していたため、事業主体、事業成果の帰属先はいずれも県であった。
変更後の結果	協定書を結ぶことで、より対等な関係で事業に取り組むことが可能となり、事業に対する両者の理解も深まった。事業主体（県 NPO・県） 運営（NPO NPO・県） 事業成果（県 NPO・県）
新たな問題点	なし

補足資料 3

「協働事業提案制度」の見直し事例に関する アンケート調査結果一覧

平成 21 年度に実施した、「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査結果として、制度やその運用等を変更したことがある自治体 28 団体の回答一覧と、アンケート調査用紙を掲載しました。

「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査結果一覧

設問3(1)変更部分の番号①～⑦の内容

①予算 ②テーマ設定者 ③募集 ④協議 ⑤選考 ⑥評価 ⑦その他

番号	自治体名	担当課名・係名	設問1 制度の名称	設問3(1) 変更部分	設問3(2) 変更理由・問題点
1	栃木県	県民生活部県民文化課県民協働推進担当	NPO等からの提案による県との協働事業	③ ④	③H19年度からの新規事業として準備期間を設けたため、公募開始が7月となり、具体的な事業実施期間が短くなってしまった。 ④公募プロポーザルの結果、事業が採択されても、テーマ担当課とNPOとの間でテーマに関する課題認識にずれが生じており、事業実施前の協議・調整に時間を要していた。
2	群馬県	NPO・ボランティア推進課 県民協働推進係	NPO協働提案パイロット事業	③(募集時期)	従来、当該年度の5月に募集し、夏頃に委託先の決定、秋頃に事業開始、年度末で事業終了というスケジュールであった。そのため、事業期間が短く、実施できる事業に限られ、またNPO側でも事業計画が固まってからの募集となるため、応募しにくいという状況であった。
3	埼玉県	NPO活動推進課 NPO活動担当	NPO協働提案推進事業	⑦事業実施方法	NPOに委託して実施していたため、事業主体、事業成果の帰属先はいずれも県であった。
4	千葉県	環境生活部NPO活動推進課NPO事業室	千葉県パートナーシップ市場事業	④	協働事業提案制度の応募前の時期には、県とNPOが意見交換を行う機会を設けていたが、意見交換を行わないままに提案が出されることがあった。 両者のコミュニケーション不足の状態では提案が出され、その場合、課題認識のずれが残されたまま、選考の段階で成果の見込みが低く評価される事業が多くなったり、実施が決定してからの合意形成が困難になるなどの問題点があったため、見直しを行った。
5	岐阜県	環境生活部環境生活政策課NPO支援担当	協働事業推進ガイドライン	③ ④	(③④共通) 平成15年度より、協働事業担当課の主導で「協働のための協議の場」を設定し協働事業の提案募集を行ってきたが、応募件数が年々減少し平成20年度には0件となったこと、また一方で、各課とNPOが必要に応じて直接交流する傾向が見られたことにより、協働事業を推進する体制が整備されたと判断したため。
6	三重県	生活・文化部男女共同参画・NPO室 NPOグループ	NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)からの協働事業提案	① ③ ④ ⑤ ⑦(事業提案とは別に、課題共有を目的とした研究提案制度を導入)	①事業検討する経費の予算化など ③翌年度予算に反映しやすいように時期を変更など ④話し合いをサポートする協働サポート委員を任命など ⑤審査会の場で、関係室が意見陳述と提案者の応答時間を設定するなど ⑦いきなり事業を作るのはハードルが高い

番号	設問3(3) 変更内容・変更時期	設問4(1) 変更後の結果・原因	設問4(2) 新たな問題点
1	<p>③ 変更前:募集時期 7月 変更後:募集時期 前年度3月</p> <p>④ 変更前:NPOへの事業説明会の実施なし 変更後:公募期間中に県(テーマ担当課の説明を含む。)がNPOへ事業説明会を実施 変更時期(③、④ともに):平成20年度</p>	<p>③ 結果:企画提案内容に沿った成果があげられるようになった。 原因:ほぼ1年にわたる事業実施期間により十分な準備や調整をできるようにした。</p> <p>④ 結果:テーマ担当課の意図をある程度踏まえた企画が提案されるようになった。 原因:事業説明会において、テーマ担当課が設定されたテーマの具体的背景など説明し、NPOからの質疑にも回答を行うようにした。</p>	<p>事業実施後の振り返りは、NPOとテーマ担当課の自己評価を主体としているため、第三者の意見を入れるなど、客観的な観点から事業を検証・評価することが必要</p>
2	<p>変更前:募集期間 5月1日～6月2日 変更後:募集期間 3月19日～4月20日 変更時期:21年度から</p>	<p>結果:事業の開始は2事業とも秋(9月及び10月)であり事業実施期間にゆとりが出るということはなかった(これらの事業の場合、秋からの開始でもよかったと思われる)。しかし、委託先の決定から委託契約締結までの協議の時間をとることができたので、その間に双方の考えをすりあわせ、信頼関係を構築することができた。 原因:事業そのものに必要な時間より、その準備に必要な時間を多くとれた方がよい事業をできるため、かと推察する。</p>	<p>募集期間中(3/19～4/20)に人事異動で担当者が変わる可能性があるため、場合によっては事業の支障になる恐れがある。(NPO担当課では担当者の変更があったが、事業担当所属では担当者の人事異動がなかったため、結果的には支障はなかった。)</p>
3	<p>変更前 NPOからの提案の中から、ふさわしいものを県事業として採択し、契約書を結んで提案したNPOに委託して実施する。 変更後 NPOと県との役割を明確にした上で協定書を締結し、その役割に応じてNPOと県が協働で事業を実施するとともに、NPOに補助金を交付することとした。また、事業成果の帰属先については、それぞれの役割を踏まえて協定書で定めることとした。 変更時期 平成20年度から</p>	<p>結果: より対等な関係で事業に取り組むことが可能となった。事業主体(県→NPO・県)、運営(NPO→NPO・県)、事業成果(県→NPO・県)</p> <p>原因: 協定書を結ぶことで事業への両者の相互理解が深まったため。</p>	
4	<p>変更前:県とNPOとが個別意見交換を行う機会を設けていた 変更後:県とNPOとが個別意見交換を行う機会を、協働事業提案制度に応募するための必須条件として義務付けた 変更時期:平成19年2月の個別意見交換への参加を、平成20年度協働事業提案制度に応募するための必須条件として義務付けた</p>	<p>結果:県行政側の事業担当課が何も知らない事業企画が提案されることはなくなった。 原因:意見交換を必ず一度はしてから応募されるようになったことで、解決すべき課題に対する認識を共有する機会は確保されたため。</p> <p>結果:協議後、内容を勝手に変更して提案されたり、意見の相違点を詰めずに提案されるなど、意図したとおりの効果が出ない場合があった。 原因:両者の協議を義務付けたが、協議によって提案の内容についての合意形成は義務付けていなかったため。</p>	<p>・提案募集の数ヶ月前に提案の叩き台を用意することが必要になり、NPOにとって応募のハードルが高くなった</p>
5	<p>変更前 協働事業担当課の主導で、「協働のための協議の場」の設定及び事業提案の募集を行う。 変更後 協働事業担当課による「協働のための協議の場」の設定及び事業提案の募集を特に行わず、NPOや各課からの要請に応じて、調整・助言等を行う。 変更時期 平成21年4月1日</p>	<p>結果:特に問題なし。 原因:協働事業推進ガイドラインの浸透により、各課とNPOが直接交流し、協働事業を推進する体制が整備されたため。</p>	<p>協働事業推進ガイドラインを策定してから5年以上が経過し、内容が現状に即さないものとなったため、全面的に改訂する必要が生じている。</p>
6	<p>① 変更前:事業を検討する際に要する経費を見積もっていなかった 変更後:事業検討会の経費をNPOグループで予算化し、検討会の事務局運営を提案者に委託 変更時期:平成16年度</p> <p>③ 変更前:4月募集開始。翌年3月までに事業構築を目指す。 変更後:2月募集開始。9月末までに事業構築を目指す。 変更時期:平成21年度</p> <p>④ 変更前:審査委員が話し合いのサポートを実施 変更後:審査委員とサポート委員を分離し、協働サポート委員を任命 変更時期:平成20年度</p> <p>⑤ 変更前:公開審査会において、提案者と関係室がそれぞれ意見を発表 変更後:関係室の意見に対して、提案者が応答する時間を設ける 変更時期:平成18年度</p> <p>⑦ 変更前:翌年度の事業実施を目指す事業提案のみを実施 変更後:事業提案とは別に、課題共有を目指した研究提案の募集枠を設ける 変更時期:平成19年度</p>	<p>① 結果:検討会事務局の役割分担が明確になった 原因:事業を作る過程の役割分担(費用負担も含めて)が明確になっていなかった</p> <p>③ 結果:今年度から実施する変更であり、まだ結果は出ていない</p> <p>④ 結果:審査員の役割が明確になった 原因:審査員の負担が大きかった</p> <p>⑤ 結果:提案内容について、意思疎通できる機会となった 原因:互いに意見を述べるだけで、意思疎通できていなかった。</p> <p>⑦ 結果:行政と市民の接点(協働の機会)が増えた 原因:いきなり事業を作るのはハードルが高い。 課題について、どういふことが必要か、話し合いをおこない、互いの認識を高める提案は参加しやすい。</p>	<p>審査員と協働サポート員の連携体制 事業予算化のルール作り 提案書提出前の事前意見交換の機会を設定</p>

番号	自治体名	担当課名・係名	設問1 制度の名称	設問3(1) 変更部分	設問3(2) 変更理由・問題点
7	京都府	府民力推進課 協働推進担当	京のチカラ・明日のチカラ提案コンクール	③	○アイデアレベルの提案としては、記入項目が細かかった点 ○募集の締め切りから審査会までの期間が短かった点
8	奈良県	くらし創造部協働推進課ボランティア・NPO係	県とNPOとの協働事業提案制度 (補足) 本制度は、ボランティア・NPO活動推進基金を使った事業であり、同基金残額が平成22年度実施分で底をつくため、現在、本制度に代わる新たな制度の創設を検討しているところです。	② ③ ④ ⑥	② 行政が指定するテーマしか提案できないため、行政が認識していない課題に対する対応ができない。 ③-1 提案書の記入項目が整理されていない。 ③-2 記載された内容が抽象的で実質的な審査ができない。 ③-3 長文で書かれており審査に支障をきたす。 ③-4 経費の単価が統一されおらず、審査に支障をきたす。 ③-5 募集時期が他の制度と重なり混乱する。 ④ 提案するNPOと担当課の事前協議が行われていないため、提案内容が課題解決のために効果的なものになっていない。 ⑥ 当事者による評価だけしか実施されておらず、評価が主観的なものにとどまる。
9	和歌山県	生活環境部 県民局 県民生活課 NPO協働推進室	NPOからのふるさとづくり企画提案事業(H14～H16終了) ↓(継承) わかやま協働モデル事業(H17～H19終了)	①、②、③、⑤	① 事業費上限や件数は毎年試行錯誤を繰り返した。 ② 地域課題解決に関するNPOの自由な発想と県の視点にズレがあった。 ③ 事業の実施期間が短い。 ⑤ 審査基準が大きかであった。
10	島根県	島根県環境生活部環境生活総務課・NPO活動推進室	県民との協働による島根づくり事業(H17～19)→しまね協働実践事業(H20～) 鳥取・島根広域連携協働事業(H21～):見直し未実施	① ② ④ ⑤ ⑥ ⑦(研修制度の改善)	①(予算確保の不確実さ)、②(住民ニーズの反映)、④(事業担当課の業務負担、事前協議のルール化、事業熟度)、⑤(審査の公平性、透明性、迅速化)、⑥(人事異動の弊害、検証の効率化・質的向上)、⑦(協働の熟度・相乗効果の実現)
11	広島県	県民活動課 NPO・協働推進グループ	「NPO法人活動促進事業」 ～雇用対策とNPO法人の活動促進を目的に、NPO法人から雇用対策になる提案を募集したもの。平成21年度に採択した事業について、提案したNPO法人と委託契約を締結し、事業を実施中。	① ③	①:NPO法人からの提案が12件にとどまったため、雇用対策として商工労働局において、NPO法人に限定せず、企業等からも提案を募集することとした。 ③:雇用状況が依然として深刻なことから、12月補正予算で対応し、22年1月から募集を行う予定。

番号	設問3(3) 変更内容・変更時期	設問4(1) 変更後の結果・原因	設問4(2) 新たな問題点
7	<p>変更前 ・記入項目 10項目 ・募集時期 5月～8月 変更後 ・記入項目 6項目 ・募集時期 5月～7月 変更時期 募集要項作成時に変更</p>	<p>結果:提案数が増加した。 原因:記入しやすくなったためと思われる。</p>	
8	<p>②変更前:行政が指定するテーマのみ提案できる。 変更後:行政が指定するテーマ以外でも自由に提案できる。 変更時期:平成17年度 ③-1変更前:申込用紙の記入項目に内容が重複するものがある。 変更後:申込用紙の記入項目を整理して、内容が重複するものを削除。 変更時期:平成20年度 ③-2変更前:申込用紙の記入項目が、大まかな項目になっている。 変更後:申込用紙の記入項目を細かく分けて、具体的に記入するよう記入様式を変更。 変更時期:平成21年度 ③-3変更前:字数制限を設けていない。 変更後:項目によって、字数制限を設ける。 変更時期:平成21年度 ③-4変更前:単価を定めていない。 変更後:標準的な単価を示す。 変更時期:平成21年度 ③-5変更前:他の制度と同時期に募集をかける。 変更後:他の制度より募集時期を遅らせる。 変更時期:平成21年度 ④変更前:提案するNPOは、事前に担当課と協議することを要しない。 変更後:事前に担当課と協議することを提案要件とする。 変更時期:平成20年度 ⑥変更前:当事者による評価のみ。 変更後:第三者による評価を受けるため、ふりかえり報告会を公開で実施する。 変更時期:平成20年度</p>	<p>②結果:提案の約4割が、行政が指定していないテーマとなった。 原因:制度の変更。 ③-1結果:特になし。 ③-2結果:実質的な審査ができるようになった。 原因:制度の変更。 ③-3結果:簡潔でポイントを絞った記載がなされるようになった。 原因:制度の変更。 ③-4結果:審査が円滑にできるようになった。 原因:制度の変更 ③-5結果:審査決定から予算要求までの時間が短くなってしまった。 原因:制度の変更。 ④結果:課題解決に効果的な内容の提案が増えた。 原因:制度の変更。 ⑥結果:客観的な評価がなされるようになった。 原因:審査員と住民による第三者評価を行うようになったため。</p>	
9	<p>変更前 ② NPOの企画のとおり実施した。 ③ 年度途中からテーマ募集を行った。 ⑤ 当初は抽象的な審査項目であり、項目数も少なかった。 変更後 ② NPOの企画提案に行政の考えを反映させるため、課題解決テーマの事前説明会及び選考審査前にNPOと担当部局との協議の場を設定した。 ③ 前年度に各課からのテーマ募集を行い、NPOからの募集時期を早めた。 ⑤ 県の委託事業としてふさわしい企画となるよう、審査基準の項目を具体的かつ細分化していった。 変更時期 ① 次年度以降(15年度)毎年試行錯誤を繰り返した。 ② 17年度 ③ 16年度 ⑤ 15年度</p>	<p>結果 ② NPOと県との意志疎通が図られ、より効果的な事業となった。 ③ 事業実施期間が延びることで、より効果的な事業となった。 ⑤ より透明性の高い審査結果となるとともに、県の委託事業としてふさわしいものとなった。 原因 ② NPOと県それぞれの持つ情報や蓄積が意見交換の中で活かされた。 ③ 事業期間が短いと実施できる事業内容が限定される。 ⑤ 審査項目の具体化・細分化により、県民にとってより良い企画を採択できるようになった。</p>	
10	<p>変更前 ①[県単予算:20,000千円(上限2,000千円)]、②(庁内募集の上、県で設定)、④(事前協議のルール無し)、⑤(非公開審査)、⑥(次年度にアンケート調査、振り返り会を実施)、⑦(研修無し) 変更後 ①(基金事業化:65,000千円・3ヶ年分積立+寄附金財源組入)、②(庁内+NPOからのテーマ募集)、④(事前協議のルール化)、⑤(公開審査)、⑥(当該年度内にアンケート調査、振り返り会を実施)、⑦(スタート研修、中間研修の実施) 変更時期①(H21年度)、②(H20年度)、③(H20年度)、④(H20年度) ⑤(H20年度)、⑥(H21年度)、⑦(H20年度)</p>	<p>結果:①の結果、事業の安定化が図られ、②の結果、事業への県民ニーズの反映が図られ、④の結果、事業のスムーズ化、事業熟度の深化が図られ、⑤の結果、審査の公平性、透明性が確保され、⑥の結果、検証の効率化、適正化が図られ、⑦の結果、協働事業の熟度が高まった。 原因:①については、事業の継続性が高まったこと、②については、テーマ募集により住民ニーズが把握できたこと、④については、事前協議で事業担当課が合意した内容で事業提案する制度としたこと、⑤については、公開審査会にしたことにより、審査会当日に得点順で採択結果が公表されること、⑥については、当該年度内に事業実施した事業担当者により精度の高い事業検証が効率的に実施できるようになったこと、⑦については、事業提案者、事業担当課双方の担当者による目標の設定、事業スケジュール、役割分担の実施と進行管理が適宜実施できるようになったこと。</p>	<p>・④、⑤、⑥の改善に伴い事業の効率化は図られたが、事業募集のスタートが予算成立後であるため、事業実施者へのアンケートや検証会での意見では、事業の早期着手、事業期間の確保が最も求められている。 ・基本的には県との協働事業ではあるが、場合によっては市町村とも事前協議や協働体制の必要があることが分かった。</p>
11	<p>①③ 変更前:募集対象→NPO法人、募集時期→5月、予算措置→県民活動課 変更後:募集対象→NPO法人、企業等、募集時期→1月、予算措置→商工労働局 変更時期:平成21年12月</p>	<p>結果:不明(平成22年1月に募集の予定)</p>	

番号	自治体名	担当課名・係名	設問1 制度の名称	設問3(1) 変更部分	設問3(2) 変更理由・問題点
12	愛媛県	県民活動推進課 NPO・ボランティア係	提案型パートナーシップ推進事業	① ③	18年度から3年間、NPOと県との2者協働の企画提案を募集・実施により、一定の成果は得たが、今後ますます多様化、複雑化する県民ニーズに対応するためには、多様な主体の協働により「県民参加型の地域社会づくりを進めることが重要であることから、21年度からは、NPOと県との協働から一歩進め、NPOと県を核に多様な主体が協働する企画提案を、募集・実施することとした。(発展的に見直し)
13	高知県	県民生活・男女共同参画課 NPO担当	高知県NPOと行政との協働推進事業(平成20年度で廃止)	④	NPOと行政の相互理解や協働に関する認識にズレ・ギャップがあり、双方のコミュニケーションが上手にとれていなかった。
14	福岡県	社会活動推進課 NPO・ボランティアセンター	NPOとの協働による県民サービス向上事業	① ② ③	①採択件数が限られていたため、協働の拡大という点での効果が少なかった。また、1事業あたりの予算額も上限があったため、協働事業の規模等も限定される傾向にあった。 ②NPO等が県に提案できる分野が限定されていたため、協働事業にNPO等の自由で柔軟な発想による提案が活かされにくかった。 ③企画書の応募期間が一定期間に限定されていたため、応募期間を過ぎるとNPO等からの優れた提案も次年度まで待たなければならず、協働事業実施の適時性を逃すことも想定された。
15	佐賀県	男女参画・県民協働課	CSO提案型協働創出事業 ※本県では、平成18年度から平成20年度までは提案型公共サービス改善制度(協働化テスト)(以下「協働化テスト」という)を実施していたが、その制度を進化、深化させ、平成21年度からCSO提案型協働創出事業を実施している。	②④⑦・「提案型公共サービス改善制度」(協働化テスト)においては対象に企業も含まれていたが、その進化、深化バージョンである「CSO提案型協働創出事業」では、対象をCSOに絞った。	・既存事業だけではなく、自由に提案できる制度にしたほうが、もっと自らの専門性を活かした提案がしやすくなるとの意見があったため。 ・今まで実施してきた協働化テストにおいて、CSOから、より身近な市町との協働を望む声が多く、ぜひ市町に対しても提案ができないかとの要望があったため。 ・中間支援組織により積極的に当該制度に関わらせることで、より多くの提案や協働実現を図るため。
16	八戸市(青森県)	広報市民連携課 市民協働グループ	「元気な八戸づくり」市民提案制度	③提案者要件、提案事業 ④協議機会 ⑤審査方法	③ 提案は、個人のアイデア(企画)のみの提案も対象としていたため、実現性・即時性が低かった。提案者を事業実施者とするなどで、実行性を高める必要があった。 ④ 提案前の相談(担当課との情報共有)の機会が無かった。 ⑤-1プレゼン審査では時間制約があり事業化に向けた前向きなアドバイス等が行われにくい。 ⑤-2提案から事業実施までの期間が長く、手続き(審査等)も煩雑なため、提案者の事業実施への意欲が低下する恐れがあった。
17	高崎市(群馬県)	市民生活課ボランティア行政情報担当	高崎市市民公益活動公募事業	①	1件あたりの上限額が、1事業をまかなえるだけの金額としては少ないと判断したため、上限額を増額した。

番号	設問3(3) 変更内容・変更時期	設問4(1) 変更後の結果・原因	設問4(2) 新たな問題点
12	<p>①、③共通 変更前 名称：提案型協働事業促進モデル事業(平成18～20年度) 募集内容：NPOと県の2者協働により、県政の課題を解決するもの 採択件数：6件 変更後 名称：提案型パートナーシップ推進事業(平成21年度) 募集内容：NPOと県を核に、企業等を加えた3者以上の多様な主体が協働して、県政の課題を解決するもの 採択件数：3件 変更時期：平成21年度協働事業から</p>		
13	<p>変更前 NPOと行政の調整役は県民生活・男女共同参画課が担当 変更後 県民生活・男女共同参画課の行ってきたこれまでのNPOと行政の調整に加え、民間のコーディネーターが、事業実施の具体的な協働の役割やイメージの共有等をサポートする。 変更時期 平成19年度実施分から</p>	<p>結果： コーディネーターを配置する前より事業がスムーズに進むようになった。 原因： コーディネーターは、NPOと行政との協議への出席だけでなく、「協働に対する理解不足のフォロー」や「担当課とNPOの双方に協働の視点からアドバイス」等の役割も担い、コーディネーターを配置することにより、相互理解が深まったため。</p>	<p>NPOとの協働の相手方となる担当課にとっては、年度途中から新規事業が発生することとなり、負担が大きい。</p>
14	<p>①変更前：採択件数は4つのテーマにつき各1件(計4件)に限られ、予算額も1件あたりの上限額が250万円に設定されていた。 変更後：予算額を総枠で3000万円とし、採択件数及び1件あたりの予算額の上限を撤廃した。 変更時期：平成20年度事業から ②変更前：(H15～17年度)県が提示した4テーマについてNPO等から企画書を募集。 (H18・19年度)テーマをNPO等から募集し、県が選定した4テーマについて再度企画書を募集。 変更後：NPO等から自由なテーマで企画書を募集。 変更時期：平成20年度事業から ③変更前：応募期間を限定していた。 変更後：応募期間を限定せず、企画書を随時受け付けることとした。 変更時期：平成20年度事業から</p>	<p>結果：提案内容や事業規模が多岐にわたり、さまざまな分野の提案が寄せられるようになった。 原因：テーマを限定しないことで、さまざまな分野の専門性を有するNPO等に県政への参加意欲を高めた効果があったものと思われる。 結果：NPO等からの提案の中には、必ずしも県政の範囲内とはいえない内容の提案があったり、複数の所管課にまたがる内容のものもあり、NPOと所管課とのマッチングに手間取るケースもでてきた。 原因：応募の条件として、NPO等に提案内容を所管する県の担当課との事前協議を義務づけていないため。</p>	<p>枠予算であるため、1次審査には財政課の意見も反映させる仕組みとなっており、NPO等と事業担当課の両者に協働事業実施への強い意向があっても、採択に至るには財政課の審査をクリアすることが壁になっている。また、財政課の審査そのものに時間を要することがあり、採択決定の時期が当初の予定よりも遅れる傾向にある。</p>
15	<p>②変更前：県への提案しかできなかった。 変更後：市町への提案が可能になった。 変更時期：平成21年7月 ④変更前：主に県の県民協働課(現男女参画・県民協働課)でコーディネートを担ってきた。 変更後：制度PRや一般受付窓口を当該事業を受託した中間支援組織に位置付け、また行政とのコーディネートを担ってもらうこととした。</p>	<p>①結果： 市町への提案が県への提案を上回った。(県への提案25件、市町への提案38件) 原因： NPO等にとってより身近な市町への提案ができるようになり、より身近な問題に関する提案ができるようになったため。</p>	<p>今回は見直しにおける市町や中間支援組織との事前協議に時間を費やしたため、提案を受け付ける期間が短かった(来年度は改善する)。</p>
16	<p>③変更前：市民(個人)、市民活動団体、地域コミュニティ活動団体、事業者からの提案を対象としていた。また、アイデア(企画)のみの提案も対象としていた。 変更後：協働により事業を確実に実施できるよう、上記から市民(個人)を除いた。 また、提案者が事業実施者となる提案を対象にすることとし、アイデア(企画)のみの提案は対象外とした。 変更時期：平成20年4月 ④変更前：提案後に協議機会(事前協議)を設けていた。 変更後：提案受付前にも協議機会を設けた(情報交換テーブル)。 変更時期：平成20年4月 ⑤-1変更前：公開プレゼンテーション審査(提案内容のプレゼン及び質疑応答)を実施していた。 変更後：公開プレゼンテーション審査をヒアリング審査に変更し、プレゼンと質疑応答に審査員からのアドバイスを加えた。 変更時期：平成20年4月 ⑤-2変更前：提案実施にあたっては、審査員による審査が必要だった。 変更後：自由提案部門において、既決予算での実施が可能で、且つ、パートナー間で事業実施の合意が成された場合は、審査を省略することとした(市設定テーマ部門は審査あり)。 変更時期：平成20年4月</p>	<p>③結果：協働事業の実現性、実行性が高まった。 原因：制限したことで、アイデアのみの提案が無くなり、実現性を意識した提案内容に変わった。 ④結果：パートナー間の信頼感の醸成につながり、実現性の高い提案につながった。 原因：提案申請前の意見交換により、相互理解、情報共有が図られている。 ⑤-1結果：提案事業化への実現性が高まった。 原因：協働事業の実現に向けた前向きな意見交換が行われている。 ⑤-2結果：提案者の負担が軽減し、提案から事業実施までの期間の短縮が図られた。 原因：画一的な手続きを見直し、制度の運用に柔軟性を持たせた。</p>	<p>依然として、提案が少ない。市設定テーマへの内部からの提案が少ない。</p>
17	<p>変更前 1件あたりの上限額 10万円 変更後 1件あたりの上限額 20万円 変更時期 平成21年4月1日</p>	<p>結果：それまで、1日限りの単発事業が多かったが、複数の日数で開催し、また、複数のNPOが協働で開催する事業企画書の応募もあった。 原因：金額を増額したことで、幅を持った事業をNPOが企画することができたのではないかとと思う。</p>	<p>特に無し</p>

番号	自治体名	担当課名・係名	設問1 制度の名称	設問3(1) 変更部分	設問3(2) 変更理由・問題点
18	さいたま市 (埼玉県)	市民活動支援室	さいたま市市民提案型 協働モデル事業	① ② ③ ⑦	①上 限額にあわせて立案する無理な事業計画の申請が多い。 ②行政が示すテーマの趣旨がうまく伝わらない。 ③事業期間がとれない。 ⑦協働の共通認識がはかれない。
19	柏市 (千葉県)	市民生活部 市民活動推進課 市民活動担当	柏市協働事業提案制 度	③ ⑤	③: 提案件数の減少及び提案事業が成案化しない(提案事業の協働事業としての妥当性) ⑤: 提案団体の選考結果に対する不満
20	松本市 (長野県)	市民生活課 協働推進係	「松本市市民協働事業 提案制度」	②	市民からの提案がなかなか出てこなかったため、市から市民に向けた提案も取り入れた。
21	静岡市 (静岡県)	生活文化局市民生活部 市民生活課総務担当	○静岡市市民活動協働市場 ○協働パイロット事業	①、②、⑤ ※すべて協働パイロット事業	①募集件数及び1事業当たり事業額 当初:50万円以内×2事業 → H20以降:25万円以内×4事業 理由 予算の枠内で件数を増やすことにより、採用確率を高め応募意欲を高めた。 ②課題テーマ部門の課題 以前は、課題テーマを公募していたが、適当なテーマが応募されないため、H21からすべて自由部門とした。 ⑤審査方法 当初:公開プレゼンテーション審査 → H20以降:面接審査 理由 面接方式にすることにより審査だけでなく事業育成の効果を狙った。審査委員が事前に提案書類を熟読するため、概要説明は必要なく質疑応答に集中できる。公開プレゼンの場合は、初見の一般傍聴人のために概要説明をプレゼンする必要があるため時間的負担が大きいこと、少ない傍聴者のための会場準備や広報に時間を要することなどのマイナスが大きい。
22	藤枝市 (静岡県)	市民文化部 市民協働課 市民参画推進係	藤枝市まちづくり総合 事業補助金	① ⑤	①応募団体数の伸び悩みのため ⑤審査会の活性化のため ①⑤競争意識を高める(よりよい事業提案を推進するため)

番号	設問3(3) 変更内容・変更時期	設問4(1) 変更後の結果・原因	設問4(2) 新たな問題点
18	<p>変更前 ①上限300万円の5事業を募集 ②テーマの概要・市民活動団体に期待することを提示 ③募集時期6月～7月 募集期間約6週間 審査7月～8月 ⑦市の標準様式の委託契約書により実施</p> <p>変更後 ①上限300万円総額1500万円で複数事業を募集 ②現状と課題・テーマのねらい・想定する事業・市民活動団体に期待することを提示 ③2年目 募集時期4月～5月 募集期間1ヶ月 審査5月～6月下旬 3年目 募集時期3月～4月 募集期間1ヶ月 審査5月～6月初旬 ⑦事業採択後に協働事業の目的などを共有する協定書を締結し、その後委託契約書を締結</p> <p>変更時期 ①制度開始後3年目 ②制度開始後3年目 ③制度開始後2年目、3年目 ⑦制度開始後3年目</p>	<p>結果: ①金額の少ない事業の応募が増えた ②行政が示すテーマに対する応募が増えた ③契約時期が早まり、事業期間を長くできた ⑦今年度の変更なので、次年度に行う事業報告会で結果は明らかにされる</p> <p>原因: ①事業実施に必要な金額を積算するという本来の趣旨を伝えることができた ②行政が市民と一緒に解決したい課題を伝えることができた ③団体・審査委員・事務局の負担は増えたが、許容の範囲内で時期を早めることができた。 ⑦今年度の変更なので、次年度に行う事業報告会で結果・原因を分析する</p>	<p>新たな問題点ではないが、検討事項として、限度額300万円の妥当性、形態(委託か補助か)の優位性、募集時期(当該年度か予算要求にあわせるか)などがある</p>
19	<p>③ 変更前: 限定された募集期間のみでの提案 変更後: 通年を通して「協働事業アイデアシート」により、アイデア段階での募集を行い、担当部署との事前相談、市の施策の方向性等を情報提供を行うこととした。 変更時期: 平成20年度～</p> <p>⑤ 変更前: 第1次選考ではプレゼンでの弊害(発表が上手な団体が有利)から、書類選考(提案団体や担当部署へは書面での質疑応答により実施)のみで行っていたため、提案団体が自らの声で事業の必要性等を訴える機会がなかった。 変更後: 従来の書類選考に加え、提案団体、担当部署、選考委員会が一堂に会して、ヒアリングを行うこととした。 変更時期: 平成21年度～</p>	<p>③ 結果: 劇的な改善となることはなかった。また、「アイデアシート」での提案もこれまでのところ皆無。しかしながら、口頭での相談はあり、その際、極力、担当部署と直接、対話をしてもらうようにしている。 最終的には、協働事業提案制度での提案件数を増やすのが目的ではなく、提案団体と担当部署が対話を行い、その中から協働事業が生まれてくれば良いと考えている。(提案制度による成案化件数は増加していないが、市全体の協働事業の件数は19年度23件、20年度25件、21年度26件と確実に増加している。) 原因: 「アイデアシート」のPR不足、協働事業提案制度を用いなくても、担当部署へ直接、提案できる土壌ができていた。 ⑤ 結果: 一堂に会してのヒアリングにより、互いに情報の共有化が図られるようになった。また、選考に際して、直接にやり取りができ、提案団体(担当部署)側もそれらの様子をつぶさに把握することで評価のニュアンスが分かるようになった。 原因: 互いの情報共有、認識が深まったことによる。</p>	<p>⑤に関して、直接、選考されるため、提案団体側(担当部署)にとって煩雑となり、提案事業の良し悪しが提案者に直接伝えられることの是非がある。 また、プレゼンが極めて上手な場合に実力以上の評価につながる可能性もある。</p>
20	<p>変更前 当制度の運用: 市民及び市民活動団体からの協働で行う事業の提案 変更後 新たに市からの提案も追加した。 変更時期 平成20年度より(制度は平成18年11月より)</p>	<p>結果: 関口は広がったが、それほど提案は増えてない。 原因: ①制度自体が市民に理解されていない。 ②予算的裏づけがない。 ③申請から実施までに時間がかかる。</p>	
21	<p>上記のとおり ①募集件数及び1事業当たり事業額 変更前: 50万円以内×2事業 変更後: 25万円以内×4事業 変更時期: H20以降 ②課題テーマ部門の課題 変更前: 課題テーマを公募 変更後: すべて自由部門 変更時期: H21から ⑤審査方法 変更前: 公開プレゼンテーション審査 変更後: 面接審査 変更時期: H20以降</p>	<p>結果: 応募件数が増加するとともに、採用された事業についてはレベルがアップした。 原因: 前述の狙いが当たったから。</p>	
22	<p>① 変更前: 補助率1/2 変更後: 補助率2/3 変更時期: 21年度 ⑤ 変更前: 市民審査員3名、職員審査員は課長職 変更後: 市民審査員6名、職員審査員は若手職員 変更時期: 21年度 22年度(市民審査員9名の予定)</p>	<p>結果: 申請団体数 H18:12団体、H19:13団体、H20:11団体、H21:18団体 原因: 団体財源負担の軽減</p>	<p>行政の事業担当課の補助事業終了後の評価方法が明確になっていないため、今後仕組みを検討する必要がある。 団体・行政共に協働で行なう意識を高める必要がある。</p>

番号	自治体名	担当課名・係名	設問1 制度の名称	設問3(1) 変更部分	設問3(2) 変更理由・問題点
23	東海市 (愛知県)	市民協働課 市民活動推進 担当	東海市まちづくり協働 推進事業	① ③	①:事業担当課の予算枠のみでは、協働の事業数の拡大が難しい。 ③:行政から提示するテーマに市民団体が課題と思う内容が含まれず、応募団体が少ない。
24	豊中市 (大阪府)	政策企画部 コミュニティ政 策室	豊中市協働事業提案 制度	② ④	②:提案内容と行政需要の間にずれが生じること、それに伴う 応募件数の伸び悩み。 ・行政が協働による課題解決とそのための事業の点検、評価に 対して待ちの姿勢に陥りやすい。 ④提案したNPOと市の意見交換・情報共有が不十分なため、課 題認識の共有や行政需要とのマッチングができないまま審査を 進めることになり、結果として提案の成案化・実施が困難になる。
25	奈良市 (奈良県)	市民活動部 市民活動推進 課 市民参画 係	奈良市市民企画事業	① ④ ⑤ ⑥	①事業額がかなり大きな事業や、実現可能性の低い事業の提案 が多かったこと。 ④提案事業の内容に事業担当課の意向が反映されず、事業の 実施に支障をきたしたこと。 ⑤第一次(書類)審査と第二次(プレゼンテーション)審査の審査項 目が重複していたこと。また、審査の配点において、第二次審査 に重点が置かれていなかったこと。 ⑥提案事業が採択されても、様々な問題により実施が困難な事 業や中止になった事業の整理を行う必要が生じたこと。
26	倉敷市 (岡山県)	市民活動推進 課	倉敷市市民企画提案 事業	⑦平成17年度に制度を創設 して以降、④以外の項目につ いては毎年何らかの見直しを しています。 本アンケートの回答としては、 今までの改正で一番大きな改 正となった、平成22年度実施 事業の改正での変更点につ いて回答させていただきます	応募件数の減少や、利用しにくいという意見が聞かれたこと、官 民共通の問題として協働に対する理解不足が見られること、ま た、NPOの裾野の拡大が必要であるとの問題があったため。
27	福岡市 (福岡県)	市民局コミュ ニティ推進部 市民公益活動 推進課	福岡市共働事業提案 制度	④NPOと行政の協議の機会 について ・協議の開始時期の前倒し ・協議の機会を増やした	④平成20年度は、第2次審査通過後にNPOと市担当課との協 議の場を設けていた。 しかし、NPOからの提案内容が評価できるものであっても、NPO と市担当課との協議の時間が足りないために事業化に至らな かった案件があった。 そのため、NPOと市職員の間での情報提供や意見交換などの 機会を、より早い時期から設定することが必要だと考えたため。
28	鹿児島市 (鹿児島県)	市民協働課	市民とつくる協働のま ち事業	③	これまでの実績で、前年度の補助団体が継続して実施する事業 を引き続き採択するケースがあり、これから活動を始めようとする 初期段階の団体が補助を受けにくい状況があった。

番号	設問3(3) 変更内容・変更時期	設問4(1) 変更後の結果・原因	設問4(2) 新たな問題点
23	<p>①変更前:各課で個別に予算要求し、協働の担当課が協働事業であるため予算増になることを補足説明するもの。 変更後:協働の担当課(市民協働課)が実施計画の段階で予算枠を確保し、各課の予算増に対応することとした。 変更時期:平成21年4月</p> <p>③変更前:行政から提示するテーマについて企画提案募集するもの。 変更後:企画提案募集の前年度に、市民団体から課題テーマについて公募するもの。 変更時期:平成21年4月</p>	<p>①結果:協働事業における予算額の増加に対する事業担当課の負担軽減になった。 原因:職員に、市民団体は無償ボランティアであるという意識が残っている。(表面上の予算増に理解が低い。)</p> <p>③結果:市民団体からのテーマが多く、全体の募集事業数が増加した。 原因:市民団体が必要とする事業と市の担当課の考える事業に差が大きかった。</p>	<p>市民団体からの提案は、市として新規事業となる内容が多く、既存事業との整合、調整が短期間では難しく、安易な事業増加や提案の切り捨てになりかねない。</p>
24	<p>変更前 ②募集事業については、NPOからの自由提案のみ ④募集説明会(6月上旬)→募集期間(約2週間) 変更後 ②NPOからの自由提案に加えて、市がテーマ提示した課題に対する提案も募集。 ④募集説明会(4月上旬)→募集期間(約1カ月) ※募集説明会を前倒し、募集期間にゆとりをもたせ、NPOと市の関係課との意見交換、情報共有が進むよう変更。 変更時期 ②平成20年度 ④平成21年度</p>	<p>結果:②平成20年度は、市が1件テーマを提示し、NPOから1件の応募があった(自由提案は4件)。しかし、平成21年度は市のテーマ提示は0件であった(自由提案は3件)。 ④募集説明会で、応募前に市の関係課に質問したり情報提供を求めたりすることができ、NPOに伝え、NPOと市の事前の意見交換・情報共有は思うよう進まなかった。 原因:②当制度とその趣旨、成果がNPOや行政内部に周知されていない。そのため、行政の各部署において、市民との協働企画を積極的に求めるという姿勢が弱い。 ④応募前に意見交換の場を持つ必要性が、NPOと行政双方に十分伝わっていない。また、行政の各部署において、NPOからの提案をきっかけに視点や手法を変えながら協働に取り組もうという姿勢が弱く、意見交換が積極的に進まない。</p>	<p>協働事業の成果や課題等の情報共有が不十分であること(これまでの協働事業の実績・成果が市民・職員に伝わっていないことが、制度の理解が進まない一因である)。最終的な受益者である市民も参加した評価が必要であること。</p>
25	<p>変更前 ①市の負担限度額は設定していなかった。 ④事業担当課の意見を反映させる仕組みはなかった。 ⑤審査項目について 第一次審査と第二次審査では、同じ審査項目について審査を行っていた(政策合致性、公益性、計画性、社会貢献度、需要度、期待度、創意工夫度)。 ⑤(得点について)第一次、第二次審査ともに6段階(0から5)の得点をつけ、その合計得点で採択・不採択を判断していた。 ⑥実施した事業の成果について、提案者と市の担当課のそれぞれが自己点検シートと相互検証シートを作成し、広く市民に公開で成果発表会を行っていた。 変更後 ①市の負担限度額を200万円に設定した。 ④書類審査の際に事業担当課は意見書を提出し、それを踏まえて審査委員が審査を行うこととした。また、意見書の記入にあたって、提案者との協議の場を設けた。 ⑤(審査項目について)第一次審査と第二次審査の審査項目を分けて設定した(第一次:政策合致性、公益性、計画性、社会貢献度 第二次:需要度、期待度、創意工夫度)。 ⑤(得点について)第一次は6段階(0から5)、第二次は11段階(0から10)の得点をつけ、その合計得点で採択・不採択を判断することとした。 ⑥提案者と市の担当課による成果発表会に加え、審査委員会でも、過去に採択した事業のふりかえりと評価を行う。 変更時期 ①平成21年度 ④平成20年度 ⑤審査項目については平成20年度、得点については平成21年度⑥平成22年度(予定)</p>	<p>結果 ①提案者の行う事業に対し、補助金の支出を求めるような事業の提案が増えた。 ④事業の実現可能性が高まった。 ⑤第一次審査で得点の低かった提案が、第二次審査で高い得点を獲得し、上位で採択された。 原因 ①奈良市民企画事業は、市民と行政が協働して共に汗を流して事業を行うものであるが、市の負担限度額を設定したことで、提案者に対し、補助金的な制度であるとの誤解を与えた。 ④提案者と事業の所管課とが協議をすることで、お互いの考え方を理解することができ、事業の実現可能性の向上につながった。 ⑤第二次審査に重点を置くために、第二次審査の配点の比率を倍にした。</p>	<p>募集する事業のテーマを設定していないため、毎年度、提案される内容が公園の整備や観光分野に偏り、一部の担当課の負担が大きくなる。そのため、テーマの設定を検討する必要がある。</p>
26	<p>最大の変更点は協働事業以外に自主事業に対する補助を行う部門を新設し、団体の育成から協働事業へ発展できる制度とした。協働事業に関する変更点の主なものは以下のとおり ①従前は予算の範囲内での採択であったが、件数で制限を設けることとした ③申請用紙の様式を変更した ⑤以前:担当課と協議したものでプレゼンを行い審査 改正:公開プレゼン後に担当課と協議を行い、変更提案後に審査詳細は別紙のとおり</p>	<p>平成22年度実施事業からの変更であるため現時点では不明</p>	<p>同上</p>
27	<p>変更前 第2次審査後 NPOと市担当課との協議実施 変更後 第1次審査通過後 NPOと市担当課との協議実施 第2次審査通過後 NPOと市担当課との協議実施 変更時期 平成21年度提案募集から</p>	<p>結果:第1次審査通過後及び第2次審査通過後にNPOと市担当課との協議の場を設けた結果、事業計画の実現性の向上に寄与したと思われる。 原因:早い段階から、NPOと市職員の間で情報提供や意見交換を行うことで、双方の意思疎通を十分に図ることができ、双方の思いを共有することができたため。</p>	<p>NPOとの共働を進めていくためには、NPOや共働について市職員の理解や関心を高めていく必要がある。しかしながら、未だ、NPOとの共働についての職員の理解が不足している。</p>
28	<p>変更前:提案事業の公募にあたって、各団体の活動実績等に基づく区別は行っていなかった。 ・補助限度額100万円補助率は3分の2以内(通算3回まで受給可能・補助率は減減) 変更後:これから市民活動を始めようとする団体や、初期段階の団体の育成を図る観点から、予算の一部をこれらの団体の専用枠(初期段階枠)とし、補助率を通常より引き上げた。 ・本制度の受給実績がない団体が行う総事業費50万円以下の事業について、補助率は5分の4以内(連続して2回まで受給可能) 変更時期:平成21年度から変更</p>	<p>結果:新設した「初期段階枠」での応募があり、補助採択に至ったケースも見受けられた。 原因:制度の変更を行ったことが、財政的に自立が難しい活動初期の団体の取り組みを支援することに繋がった。</p>	

「協働事業提案制度」の見直し事例に関するアンケート調査

お願い

近年、「協働」という手法による事業の推進を目的とするモデル事業や、相乗効果による市民サービスの向上を目的とする事業など、応募資格者に NPO を含め、協働して事業等を実施する提案を募集する仕組み（以下、「協働事業提案制度」または「提案制度」という）が広がっています。

このような状況のもとで、本研究会は「協働事業提案制度」について調査・研究を行うこととして平成 20 年度に発足し、本ネットワークに加入している自治体の皆様に対し、制度の有無や概要、課題などについてアンケート調査（「協働事業提案制度」アンケート調査）を行い、その結果を平成 20 年 9 月に発表させていただきました。

本研究会では、平成 21 年度も 現存する制度の類型化を行い、ある制度設計を選択したときに生まれるメリット・デメリットを整理する。平成 20 年度のアンケート調査等、提案制度を導入している自治体から寄せられている提案制度の課題に対し、NPO 担当課で対応可能なレベルで解決策を提案する。という方針を立て、研究を進めているところです。

そこで、各自治体が実施している提案制度について、課題解決のために各自治体が見直しを行い、制度や制度の運用を変更した実例と、その結果を収集させていただくことで、研究をさらに深めるため、本アンケート調査を実施することとしました。

については、お忙しいなか恐縮ですが上記趣旨をお汲みいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

NPO 活動推進自治体ネットワーク
「協働事業提案制度研究会」参加自治体

研究会参加自治体（地方公共団体コード順）

岩手県、宮城県、山形県、米沢市、群馬県、埼玉県、千葉県、市川市、柏市、調布市、逗子市、大和市、山梨県、静岡県、静岡市、藤枝市、東海市、滋賀県、京都府、佐賀県、宮崎県

ご記入にあたって

1. この調査は、下記に定義する「協働事業提案制度」を見直し、制度や制度の運用を変更した実例を収集するために行うものです。
2. 該当する制度がある場合のみ御回答ください。
3. 該当する制度が複数ある場合は、制度ごとに別葉に分けて御回答ください。
4. 御回答は、研究会の成果報告書等の印刷物に掲載することがあります。
5. 各設問には、回答欄に選択肢の番号を記入、又は回答内容を記述して御回答ください。
6. お忙しいところ恐れ入りますが、平成22年1月14日(木)までに御回答ください。

【用語定義】

本調査における「協働事業提案制度」とは、「協働」という手法による事業の推進を目的とするモデル事業や、相乗効果による市民サービスの向上を目的とする事業など、応募資格者に NPO を含み、協働して事業等を実施する提案を募集する制度・仕組みを指すものとします。

「NPO」とは、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自発性に基づいた社会的な活動を行う自治会、町内会などといった組織、団体を含むものとします。

【回答者について記入してください】

自治体名	
所在地	
担当課名・係名	
回答者の職氏名	
連絡先（電話）	
e-mail	

設問1 . 貴自治体における「協働事業提案制度」の名称を教えてください。

回答欄

--

設問2 . 設問1の制度の見直しを行い、制度や制度の運用を変更したことはありますか。「はい」か「いいえ」でご回答ください。

- ・ はい 設問3に進んでください
- ・ いいえ 御協力ありがとうございました。設問は以上です。

設問3 . 変更は制度のどのような部分について、どう行いましたか。

- (1) 提案制度の変更は、どの部分について行いましたか。
該当するものをすべて選び、回答欄に番号を記入してください。

	番号
回 答 欄	

予算措置について

(例) 予算の上限額や件数、予算の要求時期、予算要求を行う部署についての変更など

解決すべき社会的課題の設定を誰がするかについて

(例) 募集する事業のテーマを行政/NPOどちらが設定するか、行政がどこまで具体的な事業内容まで提示して募集するかについての変更など

提案の募集について

(例) 募集時期、応募用紙の記入項目の数についての変更など

制度におけるNPOと行政の協議の機会について

(例) 制度における協議の機会、協議への第三者の同席についての変更など

提案された事業の審査について

(例) 審査会、審査結果(議事、点数等)、審査員の公開、審査の方法(公開プレゼン、ヒアリング、書類など)についての変更など

事業の評価について

(例) 評価の時期・回数、評価の基準(プロセス評価と事業評価)、評価者、評価の公開、評価の報告会についての変更など

その他
(右欄に記述してください)

(2) 上記の(1)で選んだ部分について、見直しを行う理由となった提案制度の問題点はどのようなことでしたか。上記(1)で選んだ項目それぞれについて御回答ください。

(3) 上記(1)で選んだ部分について、どのような変更をしたか、上記(1)で選んだ項目それぞれについて変更の前と後の制度や制度の運用と、変更の時期を御回答ください。

変更前
変更後
変更時期

設問4 . 変更したことによる結果はどうでしたか。また、その結果について、どのような原因によるものだと分析していますか。

(1) 見直しを行う理由となった提案制度の問題点に対して、変更によってどのような結果になり、その原因は何だと分析していますか。

結果：
原因：

(2) 見直しを行う理由となった提案制度の問題点のほかに、新たな問題点が現れましたか。あれば記載してください。

設問 6 . 貴自治体からの回答の一部または全部を、本研究会が作成する成果報告書等の印刷物に掲載する上で条件等がありますか。

回答欄

(条件を記載してください)

(例) 自治体名 / 制度の名称を伏せれば掲載しても良いなど

ご協力ありがとうございました

補足資料 4 協働事業提案制度研究会について

【研究会の経緯】

本研究会は、千葉県環境生活部県民活動・文化課（当時は NPO 活動推進課）が、「より良い協働事業提案制度」をテーマとして、NPO 活動推進自治体ネットワーク参加自治体から参加者を募り、平成 20 年度に発足しました。

平成 20 年度には 3 回の研究会を開催し、『協働事業提案制度』に関するアンケート調査（9 月）及び「NPO 活動推進自治体フォーラム静岡大会」第 3 分科会における報告（11 月）などを行い、その記録は本ネットワークのウェブサイトにおいて、アンケート調査報告書（速報）と併せて公開しています。

平成 21 年度には 4 回の研究会を開催し、『協働事業提案制度』の見直し事例に関するアンケート調査」を実施し、平成 22 年度にその成果として本報告書をまとめました。

【研究会の構成】

平成 20 年から参加する自治体に加え、平成 21 年度に宮城県、山形県、米沢市、静岡市が、平成 22 年度には三重県、和光市、綾瀬市が新たに参加し、延べ 27 の自治体が参加されました。

民間の有識者をアドバイザーに迎え、参集による協議とメーリングリストの二つの形態により調査研究活動を行いました。

・研究会に参加した自治体

岩手県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、山梨県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、佐賀県、宮崎県、米沢市、和光市、調布市、柏市、市川市、調布市、逗子市、大和市、綾瀬市、静岡市、東海市、浜松市、藤枝市、北九州市

（うち参集による参加） 群馬県 生活文化部 NPO・ボランティア推進課（H21～）

山梨県 企画部県民室 県民生活・男女参画課（H21～）

千葉県 環境生活部 県民活動・文化課（H20～）

静岡県 県民部 県民生活室（H20）

佐賀県 暮らし環境本部 県民協働課（H20）

和光市 市民環境部 市民活動推進課（H22～）

柏市 市民生活部 市民活動推進課（H20～）

逗子市 市民部 市民協働課（H20～）

大和市 市民経済部 市民活動課（H20～）

静岡市 生活文化局市民生活部 市民生活課（H21～）

・アドバイザー

（平成 20 年度）

小松 孝之 株式会社ちばぎん総合研究所 受託調査部長

川北 秀人 [IIHOE]人と組織と地球のための国際研究所 代表者

田中 泰 株式会社 WAVE 出版 編集部（オブザーバー）

（平成 21 年度）

田尻 佳史 特定非営利活動法人 日本 NPO センター 常務理事・事務局長

谷本 有美子 社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員

全て敬称略

より良い協働事業提案制度を考える

平成 22 年 9 月 発行

編集・発行

NPO 活動推進自治体ネットワーク 協働事業提案制度研究会

事務局 千葉県 環境生活部県民活動・文化課（千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1）

本書の一部または全部を複写・転載する場合は、事務局にご一報ください。